

日医発第 84 号(地 26)

平成 31 年 4 月 11 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長

横 倉 義 武

医療機能情報提供制度実施要領の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事に対して通知「医療機能情報提供制度実施要領の一部改正について」が、また、医政局総務課より各都道府県衛生主管部（局）に対して事務連絡「医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について」が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

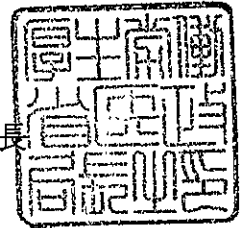
本件は、医療機能情報提供制度が制度開始から 10 年以上が経過しており、医療を取り巻く環境の変化等に伴って、報告事項の一部が改正されることについて周知を依頼するものです。改正の概要として、平成 30 年 1 月 17 日に開催された第 65 回社会保障審議会医療部会の資料 3 をご参考までに同封いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知につき、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

医政発0411第8号
平成31年4月11日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



医療機能情報提供制度実施要領の一部改正及び
医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について

標記につきまして、別添1により各都道府県知事宛、別添2により各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛に送付いたしました。この点、御了知のうえ、貴会会員に対する周知方よろしく御配慮願います。

医政発 0314 第 15 号
平成 31 年 3 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療機能情報提供制度実施要領の一部改正について

医療機能情報提供制度については、今般、制度開始から 10 年以上が経過しているところ、医療をとりまく環境の変化や平成 30 年度診療報酬改定による診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の改正等に伴い、本日付けで、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 23 号）及び平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 65 号）が公布及び告示され、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の一部が改正されました。

これを受けて、医療機能情報提供制度実施要領について（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330013 号厚生労働省医政局長通知）の別添「医療機能情報提供制度実施要領」を別添のとおり改正しましたので御了知いただきますようお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 山内、濱崎

TEL:03-5253-1111 (4098、2518)

FAX:03-3501-2048

医療機能情報提供制度実施要領

1 目的

病院、診療所及び助産所(以下「病院等」という。)に対し、当該病院等の有する医療機能に関する情報(以下「医療機能情報」という。)について、都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の性格

- ・ 本制度は、病院等が自らの責任において医療機能情報を都道府県知事に対して報告し、報告を受けた都道府県知事は、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものである。
- ・ そのため、病院等は、提供する医療について正確かつ適切な情報を報告するとともに、報告した情報に関して住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。また、身近なかかりつけ医も、住民・患者からの相談等があった場合は、適切に応じるよう努めなければならない。
- ・ 病院等は、報告した医療機能情報について誤りがあることに気づいた場合、速やかにその訂正を都道府県知事に申し出ることとし、都道府県知事は所要の是正措置を行うものとする。
- ・ 病院等の中には、企業内の診療所のように原則として特定の者を対象とするものもある。対象者が不明な場合など病院等が提供する医療機能情報に疑義がある場合には、直接病院等に問い合わせ等を行うよう留意しなければならない。

3 実施主体

- ・ 都道府県を実施主体とする。
- ・ ただし、本制度を実施するに相応しい法人に対して委託することは差し支えない。この場合において、都道府県は住民・患者への情報提供が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図るものとする。

4 実施体制

(1) 都道府県における実施体制

- ・ 都道府県の医政担当部局において実施することを基本とする。
- ・ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づき、制度の実施に関する事務の一部(調査票の送付・回収、病院等から医療機能情報の報告がなされない場合や虚偽の報告がなされた場合における病院等への指導等)を、市町村及び特別区に処理させることができる。ただし、この場合においても、都道府県が制度実施の責任主体であり、最終的な医療機能情報の公表は都道府県において行うものである。

- ・ 都道府県から外部の法人へ委託を行う場合は、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとする。
- ・ 住民・患者からの医療機能情報についての質問・相談及びそれに対する助言等については、質問・相談に関する窓口を設ける等、案内体制を整備して適切に行うものとする。
- ・ 都道府県において、医療機能情報についての質問、相談に応じ、助言等を行う場合においては、新しい医療計画制度に基づく事業毎の医療連携体制についての情報提供も行うことが適当である。
- ・ 本制度は、病院等の医療機能情報について、都道府県が報告を受け、公表することを義務付けるものであるが、各都道府県で救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制を既に実施している場合において、これと別に整備を行うことを求めるものではない。また、情報の範囲についても、国で定める範囲を超える情報提供について認めないものではなく、各都道府県が独自に、より積極的な情報の提供を行う場合には、その積極的な活用を図られたい。

(2) 医療機能情報の報告手続

① 医療機能情報の報告時期

- ・ 病院等の管理者は、当該病院等の所在地の都道府県知事に対し、都道府県知事が定める時点における法令で定める医療機能情報を報告することとする。
- ・ 病院等の管理者は、報告した医療機能情報のうち一定のもの(②参照。)に修正又は変更があった場合には、都道府県知事に対して速やかに修正又は変更を報告することとする。

② 医療機能情報の報告方法

- ・ 都道府県知事は、紙媒体又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、都道府県知事の定める方法により、年1回以上、病院等に対して医療機能情報を報告させることとする。

また、医療機関や都道府県の負担を軽減する観点から、紙媒体での報告を採用している場合は、各医療機関の実情や報告の際のセキュリティー確保に配慮しつつ、可能な限り速やかにオンライン化による手続きに移行できるよう努めるものとする。

- ・ 都道府県知事は、情報の正確性を確保する観点から、定期的な報告に際して、保健所設置市・特別区に対し、当該保健所設置市・特別区の区域内に所在する病院等(特に、診療所及び助産所)の情報について、照会を行うことができることとする。
- ・ 医療機能情報の修正又は変更の報告については、
 - ア ①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療日(診療科目別)、⑧診療時間(診療科目別)、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数については、病院等の基本情報として重要な事項である。そのため、病院等の管理者は、当該基本情報に修正又は変更があった時点で、都道府県知

事に対して都道府県知事の定める方法により報告を行わなければならないこととする。

なお、医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行うものとする。

イ 基本情報以外の情報については、病院等の管理者は、都道府県知事の定める年1回以上の定期的な報告を行うこととする。また、都道府県知事は、病院等に対して、医療機能情報に修正又は変更があった場合に、定期的な報告に加えて随時報告させても差し支えない。

- ・ なお、この要領で定めるもの以外の情報であっても、都道府県が独自の取組により収集し、公表することは差し支えない。

③ 医療機能情報の確認

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、保健所設置市・特別区等に対し、当該病院等に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- ・ 都道府県知事は、病院等が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、医療法第6条の3第6項に基づき、病院等の開設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。

- ・ 都道府県知事は、報告された医療機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行うにもかかわらず応答がなされず確認ができない場合や、是正命令を行い是正がなされるまでの期間においては、真偽が未確認である当該情報について公表を一時的に停止することは、本制度の目的からみて差し支えないものである。この場合において、未確認である当該情報については、照会、確認の過程等である旨が分かるように留意すること。

(3) 医療機能情報の公表手続

① 医療機能情報の公表時期

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報については、速やかに公表しなければならない。

② 医療機能情報の公表方法

- ・ 都道府県知事は、インターネットを通じて、病院等から報告された医療機能情報を公表し、適宜更新するものとする。インターネットを通じた公表については、住民・患者による病院等の選択に資するよう医療機能情報に基づく一定の検索機能を有するシステムを整備することとする。

また、利便性向上の観点から、以下の機能等を公表システムに可能な限り追加するものとする。

ア 検索対象範囲を限定しない検索機能及び複数のキーワードによる検索を可能とする機能

イ 例えば、以下のような検索頻度の高い項目のアイコンによる表示

- ・ 自宅に近い医療機関
- ・ 現在診療中の医療機関並びに時間外診療及び土日・祝日診療を実施する医療機関

ウ 基本情報等のみの簡易表示と詳細情報の表示とを選択可能にするなどの情報の階層化

エ 外国語による情報提供

オ 携帯電話等のパソコン以外の端末からの利用を容易とする機能

- ・ 都道府県知事は、公表システムの全てのページで暗号化対応を行うなど、情報セキュリティ対策に関するサイト全体の信頼性・安全性の向上に努めるものとする。平成 30 年 6 月に内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）から示された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定において、「インターネットを介して転送される情報の盗聴及び改ざんの防止のため、全ての情報に対する暗号化及び電子証明書による認証の対策を講じること。」（7.2.2（1）ウェブサーバの導入・運用時の対策）が、全ての政府機関等が遵守すべき事項として提示されており、地方公共団体においても、政府機関等と同様のセキュリティ水準が要求されるものと捉えるべきである。
- ・ 都道府県知事は、情報セキュリティ対策上、厚生労働省ホームページ上に設定された公表システムへのリンク先が変更される場合には、委託業者のドメイン等を介した転送設定は行わず、速やかに厚生労働省へ報告することとする。
- ・ 都道府県知事は、医療機能情報提供制度を紹介する厚生労働省のホームページへのリンクを設定する。また、都道府県知事は、インターネット上の医療機関のホームページのうち適切な内容のものについては、有用な情報源の一つと位置付けて、公表システムから当該医療機関のホームページへのリンクを設定する。その際、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について」（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知）に準拠した医療機関のホームページに限定してリンクを設定するなどの工夫を可能な限り取り入れるものとする。
- ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、適切な方法により、公表するものとする。
また、都道府県知事が、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。
- ・ 各都道府県においては、医療機能情報の公表に際して、2 で示す情報の性格について、注意事項として、インターネットを通じた公表システム上に示すこととする。

また、各都道府県庁のトップページ等に公表システムへのリンクを設定するなど、公表システムへのアクセスが容易になるような工夫を可能な限り取り入れるものとする。

- ・ 都道府県知事は、隣接する都道府県の公表する医療機能情報についても住民が利用できるよう、リンクの設定等適切な措置を講ずるものとする。

この点に関し、都道府県知事は、隣接する他の都道府県知事から医療機能情報に関してリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(4) 医療機関による情報提供

- ・ 病院等は、都道府県知事へ報告した情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体等による情報の提供を行うことができるものとする。
- ・ 病院等が情報の提供を行っていない場合には、都道府県知事は、情報提供を行うよう指導することができるものとする。
- ・ また、病院等においても、住民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとするとともに、身近なかかりつけ医においても、患者から他の病院等に対する相談・質問等があった場合は、適切に対応するよう努めるものとする。

(5) その他

- ・ 都道府県知事は、インターネットを通じた公表システムの機能追加等に係る改修等については、委託先との次回の契約見直し時期に行うなど、可能な限り速やかに対応するものとする。
- ・ あわせて、上記の改修等に当たり、今後の医療政策に資するため、各都道府県で公表されている医療機能情報を円滑に集約できるようにする観点から、各都道府県の公表システムに保存されている情報を別紙の様式（CSV形式）により国へ報告できるようシステムの改修等に努めるものとする。
- ・ 病院等が報告する医療機能情報については、今後必要に応じ、厚生労働省医政局が設置する検討会における審議を経た上で、段階的に項目を見直すものとする。特に、制度開始時に対象となっていない病院等の治療結果等のアウトカム情報については、各病院等の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、客観的評価を可能とするための研究開発の促進のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図るための取り組みを進め、公表可能な項目の追加を図るものとする。

参考資料

医療機能情報提供制度実施要項 新旧対照表(※別紙の様式(CSV様式)は除く。)

○平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330013 号厚生労働省医政局長通知「医療機能情報提供制度実施要項について」の別添
(傍線部分は改正部分)

新	旧
1 目的 病院、診療所及び助産所(以下「病院等」という。)に対し、当該病院等の有する医療機能に関する情報(以下「医療機能情報」という。)について、都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。 2 情報の性格 ・ 本制度は、病院等が自らの責任において医療機能情報を都道府県知事に対して報告し、報告を受けた都道府県知事は、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものである。 ・ そのため、病院等は、提供する医療について正確かつ適切な情報を報告するとともに、報告した情報に関して住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。また、身近なかかりつけ医も、住民・患者からの相談等があった場合は、適切に応じるよう努めなければならない。 ・ 病院等は、報告した医療機能情報について誤りがあることに気づいた場合、速やかにその訂正を都道府県知事に申し出るこ	1 目的 病院、診療所及び助産所(以下「病院等」という。)に対し、当該病院等の有する医療機能に関する情報(以下「医療機能情報」という。)について、都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。 2 情報の性格 ・ 本制度は、病院等が自らの責任において医療機能情報を都道府県知事に対して報告し、報告を受けた都道府県知事は、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものである。 ・ そのため、病院等は、提供する医療について正確かつ適切な情報を報告するとともに、報告した情報に関して住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。また、身近なかかりつけ医も、住民・患者からの相談等があった場合は、適切に応じるよう努めなければならない。 ・ 病院等は、報告した医療機能情報について誤りがあることに気づいた場合、速やかにその訂正を都道府県知事に申し出るこ

とし、都道府県知事は所要の是正措置を行うものとする。 ・ 病院等の中には、企業内の診療所のように原則として特定の者を対象とするものもある。対象者が不明な場合など病院等が提供する医療機能情報に疑義がある場合には、直接病院等に問い合わせ等を行うよう留意しなければならない。 3 実施主体 ・ 都道府県を実施主体とする。 ・ ただし、本制度を実施するに相応しい法人に対して委託することは差し支えない。この場合において、都道府県は住民・患者への情報提供が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図るものとする。 4 実施体制 (1) 都道府県における実施体制 ・ 都道府県の医政担当部局において実施することを基本とする。 ・ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づき、制度の実施に関する事務の一部(調査票の送付・回収、病院等から医療機能情報の報告がなされない場合や虚偽の報告がなされた場合における病院等への指導等)を、市町村及び特別区に処理させることができる。ただし、この場合においても、都道府県が制度実施の責任主体であり、最終的な医療機能情報の公表は都道	とし、都道府県知事は所要の是正措置を行うものとする。 ・ 病院等の中には、企業内の診療所のように原則として特定の者を対象とするものもある。対象者が不明な場合など病院等が提供する医療機能情報に疑義がある場合には、直接病院等に問い合わせ等を行うよう留意しなければならない。 3 実施主体 ・ 都道府県を実施主体とする。 ・ ただし、本制度を実施するに相応しい法人に対して委託することは差し支えない。この場合において、都道府県は住民・患者への情報提供が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図るものとする。 4 実施体制 (1) 都道府県における実施体制 ・ 都道府県の医政担当部局において実施することを基本とする。 ・ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づき、制度の実施に関する事務の一部(調査票の送付・回収、病院等から医療機能情報の報告がなされない場合や虚偽の報告がなされた場合における病院等への指導等)を、市町村及び特別区に処理させることができる。ただし、この場合においても、都道府県が制度実施の責任主体であり、最終的な医療機能情報の公表は都道
---	---

府県において行うものである。 ・ 都道府県から外部の法人へ委託を行う場合は、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとする。 ・ 住民・患者からの医療機能情報についての質問・相談及びそれに対する助言等については、質問・相談に関する窓口を設ける等、案内体制を整備して適切に行うものとする。 ・ 都道府県において、医療機能情報についての質問、相談に応じ、助言等を行う場合においては、新しい医療計画制度に基づく事業毎の医療連携体制についての情報提供も行うことが適当である。 ・ 本制度は、病院等の医療機能情報について、都道府県が報告を受け、公表することを義務付けるものであるが、各都道府県で救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制を既に実施している場合において、これと別に整備を行うことを求めるものではない。また、情報の範囲についても、国で定める範囲を超える情報提供について認めないものではなく、各都道府県が独自に、より積極的な情報の提供を行う場合には、その積極的な活用を図られたい。 (2) 医療機能情報の報告手続 ① 医療機能情報の報告時期 ・ 病院等の管理者は、当該病院等の所在地の都道府県知事に対し、都道府県知事が定める時点における法令で定める医療	府県において行うものである。 ・ 都道府県から外部の法人へ委託を行う場合は、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとする。 ・ 住民・患者からの医療機能情報についての質問・相談及びそれに対する助言等については、質問・相談に関する窓口を設ける等、案内体制を整備して適切に行うものとする。 ・ 都道府県において、医療機能情報についての質問、相談に応じ、助言等を行う場合においては、新しい医療計画制度に基づく事業毎の医療連携体制についての情報提供も行うことが適当である。 ・ 本制度は、病院等の医療機能情報について、都道府県が報告を受け、公表することを義務付けるものであるが、各都道府県で救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制を既に実施している場合において、これと別に整備を行うことを求めるものではない。また、情報の範囲についても、国で定める範囲を超える情報提供について認めないものではなく、各都道府県が独自に、より積極的な情報の提供を行う場合には、その積極的な活用を図られたい。 (2) 医療機能情報の報告手続 ① 医療機能情報の報告時期 ・ 病院等の管理者は、当該病院等の所在地の都道府県知事に対し、都道府県知事が定める時点における法令で定める医療
--	--

機能情報を報告することとする。 ・ 病院等の管理者は、報告した医療機能情報のうち一定のもの(②参照。)に修正又は変更があった場合には、都道府県知事に対して速やかに修正又は変更を報告することとする。 ② 医療機能情報の報告方法 ・ 都道府県知事は、紙媒体又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、都道府県知事の定める方法により、年1回以上、病院等に対して医療機能情報を報告させることとする。 また、医療機関や都道府県の負担を軽減する観点から、紙媒体での報告を採用している場合は、各医療機関の実情や報告の際のセキュリティ確保に配慮しつつ、可能な限り速やかにオンライン化による手続きに移行できるよう努めるものとする。 ・ 都道府県知事は、情報の正確性を確保する観点から、定期的な報告に際して、保健所設置市・特別区に対し、当該保健所設置市・特別区の区域内に所在する病院等(特に、診療所及び助産所)の情報について、照会を行うことができることとする。 ・ 医療機能情報の修正又は変更の報告については、 ア ①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療日(診療科目別)、⑧診療時間(診療科目別)、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数については、病院等の基本情報として重要な事項である。そのため、病	機能情報を報告することとする。 ・ 病院等の管理者は、報告した医療機能情報のうち一定のもの(②参照。)に修正又は変更があった場合には、都道府県知事に対して速やかに修正又は変更を報告することとする。 ② 医療機能情報の報告方法 ・ 都道府県知事は、紙媒体又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、都道府県知事の定める方法により、年1回以上、病院等に対して医療機能情報を報告させることとする。 また、医療機関や都道府県の負担を軽減する観点から、紙媒体での報告を採用している場合は、各医療機関の実情や報告の際のセキュリティ確保に配慮しつつ、可能な限り速やかにオンライン化による手続きに移行できるよう努めるものとする。 ・ 都道府県知事は、情報の正確性を確保する観点から、定期的な報告に際して、保健所設置市・特別区に対し、当該保健所設置市・特別区の区域内に所在する病院等(特に、診療所及び助産所)の情報について、照会を行うことができることとする。 ・ 医療機能情報の修正又は変更の報告については、 ア ①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療日(診療科目別)、⑧診療時間(診療科目別)、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数については、病院等の基本情報として重要な事項である。そのため、病
---	---

院等の管理者は、当該基本情報に修正又は変更があった時点で、都道府県知事に対して都道府県知事の定める方法により報告を行わなければならないこととする。

なお、医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行うものとする。

イ 基本情報以外の情報については、病院等の管理者は、都道府県知事の定める年1回以上の定期的な報告を行うこととする。また、都道府県知事は、病院等に対して、医療機能情報に修正又は変更があった場合に、定期的な報告に加えて随時報告させても差し支えない。

・ なお、この要領で定めるもの以外の情報であっても、都道府県が独自の取組により収集し、公表することは差し支えない。

③ 医療機能情報の確認

・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、保健所設置市・特別区等に対し、当該病院等に関する必要な情報の提供を求めることができる。

・ 都道府県知事は、病院等が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行う

院等の管理者は、当該基本情報に修正又は変更があった時点で、都道府県知事に対して都道府県知事の定める方法により報告を行わなければならないこととする。

なお、医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行うものとする。

イ 基本情報以外の情報については、病院等の管理者は、都道府県知事の定める年1回以上の定期的な報告を行うこととする。また、都道府県知事は、病院等に対して、医療機能情報に修正又は変更があった場合に、定期的な報告に加えて随時報告させても差し支えない。

・ なお、この要領で定めるもの以外の情報であっても、都道府県が独自の取組により収集し、公表することは差し支えない。

③ 医療機能情報の確認

・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、保健所設置市・特別区等に対し、当該病院等に関する必要な情報の提供を求めることができる。

・ 都道府県知事は、病院等が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行う

など悪質であると認められる場合には、医療法第6条の3第6項に基づき、病院等の開設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。

- ・ 都道府県知事は、報告された医療機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行うにもかかわらず応答がなされず確認ができない場合や、是正命令を行い是正がなされるまでの期間においては、真偽が未確認である当該情報について公表を一時的に停止することは、本制度の目的からみて差し支えないものである。この場合において、未確認である当該情報については、照会、確認の過程等である旨が分かるように留意すること。

(3)医療機能情報の公表手続

① 医療機能情報の公表時期

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報については、速やかに公表しなければならない。

② 医療機能情報の公表方法

- ・ 都道府県知事は、インターネットを通じて、病院等から報告された医療機能情報を公表し、適宜更新するものとする。インターネットを通じた公表については、住民・患者による病院等の選択に資するよう医療機能情報に基づく一定の検索機能を有するシステムを整備することとする。

など悪質であると認められる場合には、医療法第6条の3第6項に基づき、病院等の開設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。

- ・ 都道府県知事は、報告された医療機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行うにもかかわらず応答がなされず確認ができない場合や、是正命令を行い是正がなされるまでの期間においては、真偽が未確認である当該情報について公表を一時的に停止することは、本制度の目的からみて差し支えないものである。この場合において、未確認である当該情報については、照会、確認の過程等である旨が分かるように留意すること。

(3)医療機能情報の公表手続

① 医療機能情報の公表時期

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報については、速やかに公表しなければならない。

② 医療機能情報の公表方法

- ・ 都道府県知事は、インターネットを通じて、病院等から報告された医療機能情報を公表し、適宜更新するものとする。インターネットを通じた公表については、住民・患者による病院等の選択に資するよう医療機能情報に基づく一定の検索機能を有するシステムを整備することとする。

また、利便性向上の観点から、以下の機能等を公表システムに可能な限り追加するものとする。 ア 検索対象範囲を限定しない検索機能及び複数のキーワードによる検索を可能とする機能 イ 例えば、以下のような検索頻度の高い項目のアイコンによる表示 ・ 自宅に近い医療機関 ・ 現在診療中の医療機関並びに時間外診療及び土日・祝日診療を実施する医療機関 ウ 基本情報等のみの簡易表示と詳細情報の表示とを選択可能にするなどの情報の階層化 エ 外国語による情報提供 オ 携帯電話等のパソコン以外の端末からの利用を容易とする機能 ・ <u>都道府県知事は、公表システムの全てのページで暗号化対応を行うなど、情報セキュリティ対策に関するサイト全体の信頼性・安全性の向上に努めるものとする。平成 30 年 6 月に内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) から示された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定において、「インターネットを介して転送される情報の盗聴及び改ざんの防止のため、全ての情報に対する暗号化及び電子証明書による認証の対策を講じること。」(7.2.2 (1) ウェブサーバの導入・運用時の対策) が、全ての政府機関等が遵守すべき事項として提示</u>	また、利便性向上の観点から、以下の機能等を公表システムに可能な限り追加するものとする。 ア 検索対象範囲を限定しない検索機能及び複数のキーワードによる検索を可能とする機能 イ 例えば、以下のような検索頻度の高い項目のアイコンによる表示 ・ 自宅に近い医療機関 ・ 現在診療中の医療機関並びに時間外診療及び土日・祝日診療を実施する医療機関 ウ 基本情報等のみの簡易表示と詳細情報の表示とを選択可能にするなどの情報の階層化 エ 外国語による情報提供 オ 携帯電話等のパソコン以外の端末からの利用を容易とする機能
--	--

されており、地方公共団体においても、政府機関等と同様のセキュリティ水準が要求されるものと捉えるべきである。

・ 都道府県知事は、情報セキュリティ対策上、厚生労働省ホームページ上に設定された公表システムへのリンク先が変更される場合には、委託業者のドメイン等を介した転送設定は行わず、速やかに厚生労働省へ報告することとする。

・ 都道府県知事は、医療機能情報提供制度を紹介する厚生労働省のホームページへのリンクを設定する。また、都道府県知事は、インターネット上の医療機関のホームページのうち適切な内容のものについては、有用な情報源の一つと位置付けて、公表システムから当該医療機関のホームページへのリンクを設定する。その際、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について」（平成30年5月8日付け医政発 0508 第1号厚生労働省医政局長通知）に準拠した医療機関のホームページに限定してリンクを設定するなどの工夫を可能な限り取り入れるものとする。

・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、適切な方法により、公表するものとする。

また、都道府県知事が、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。

・各都道府県においては、医療機能情報の公表に際して、2で

・ 都道府県知事は、医療機能情報提供制度を紹介する厚生労働省のホームページへのリンクを設定する。また、都道府県知事は、インターネット上の医療機関のホームページのうち適切な内容のものについては、有用な情報源の一つと位置付けて、公表システムから当該医療機関のホームページへのリンクを設定する。その際、「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）について」（平成24年9月28日付け医政発 0928 第1号厚生労働省医政局長通知）に準拠した医療機関のホームページに限定してリンクを設定するなどの工夫を可能な限り取り入れるものとする。

・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、適切な方法により、公表するものとする。

また、都道府県知事が、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。

・各都道府県においては、医療機能情報の公表に際して、2で

示す情報の性格について、注意事項として、インターネットを通じた公表システム上に示すこととする。

また、各都道府県庁のトップページ等に公表システムへのリンクを設定するなど、公表システムへのアクセスが容易になるような工夫を可能な限り取り入れるものとする。

- ・ 都道府県知事は、隣接する都道府県の公表する医療機能情報についても住民が利用できるよう、リンクの設定等適切な措置を講ずるものとする。

この点に関し、都道府県知事は、隣接する他の都道府県知事から医療機能情報に関してリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(4) 医療機関による情報提供

- ・ 病院等は、都道府県知事へ報告した情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体等による情報の提供を行うことができるものとする。

- ・ 病院等が情報の提供を行っていない場合には、都道府県知事は、情報提供を行うよう指導することができるものとする。

- ・ また、病院等においても、住民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとするとともに、身近なかかりつけ医においても、患者から他の病院等に対する相談・質問等があった場合は、適切

示す情報の性格について、注意事項として、インターネットを通じた公表システム上に示すこととする。

また、各都道府県庁のトップページ等に公表システムへのリンクを設定するなど、公表システムへのアクセスが容易になるような工夫を可能な限り取り入れるものとする。

- ・ 都道府県知事は、隣接する都道府県の公表する医療機能情報についても住民が利用できるよう、リンクの設定等適切な措置を講ずるものとする。

この点に関し、都道府県知事は、隣接する他の都道府県知事から医療機能情報に関してリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(4) 医療機関による情報提供

- ・ 病院等は、都道府県知事へ報告した情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体等による情報の提供を行うことができるものとする。

- ・ 病院等が情報の提供を行っていない場合には、都道府県知事は、情報提供を行うよう指導することができるものとする。

- ・ また、病院等においても、住民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとするとともに、身近なかかりつけ医においても、患者から他の病院等に対する相談・質問等があった場合は、適切

に対応するよう努めるものとする。 (5)その他 - 都道府県知事は、インターネットを通じた公表システムの機能追加等に係る改修等については、委託先との次回の契約見直し時期に行うなど、可能な限り速やかに対応するものとする。 - あわせて、上記の改修等に当たり、今後の医療政策に資するため、各都道府県で公表されている医療機能情報を円滑に集約できるようにする観点から、各都道府県の公表システムに保存されている情報を別紙の様式(CSV形式)により国へ報告できるようシステムの改修等に努めるものとする。 - 病院等が報告する医療機能情報については、今後必要に応じ、厚生労働省医政局が設置する検討会における審議を経た上で、段階的に項目を見直すものとする。特に、制度開始時に対象となっていない病院等の治療結果等のアウトカム情報については、各病院等の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、客観的評価を可能とするための研究開発の促進のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図るための取り組みを進め、公表可能な項目の追加を図るものとする。	に対応するよう努めるものとする。 (5)その他 - 都道府県知事は、インターネットを通じた公表システムの機能追加等に係る改修等については、委託先との次回の契約見直し時期に行うなど、可能な限り速やかに対応するものとする。 - あわせて、上記の改修等に当たり、今後の医療政策に資するため、各都道府県で公表されている医療機能情報を円滑に集約できるようにする観点から、各都道府県の公表システムに保存されている情報を別紙の様式(CSV形式)により国へ報告できるようシステムの改修等に努めるものとする。 - 病院等が報告する医療機能情報については、今後必要に応じ、厚生労働省医政局が設置する検討会における審議を経た上で、段階的に項目を見直すものとする。特に、制度開始時に対象となっていない病院等の治療結果等のアウトカム情報については、各病院等の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、客観的評価を可能とするための研究開発の促進のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図るための取り組みを進め、公表可能な項目の追加を図るものとする。
--	--

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 14 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について

医療機能情報提供制度については、今般、制度開始から 10 年以上が経過しているところ、医療をとりまく環境の変化や平成 30 年度診療報酬改定による診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の改正等に伴い、本日付けで、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 23 号）及び平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 65 号）が公布及び告示され、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の一部が改正されました。

これに伴い、医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について（平成 19 年 9 月 25 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）の本編資料、別表 1 及び別表 2 を添付のとおり改めましたので、内容を御了知いただくとともに、管下の医療機関に周知をしていただきますようお願いいたします。

なお、標記制度の実施に当たっては、医療機能情報提供制度実施要領について（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330013 号厚生労働省医政局長通知）にてお示ししている実施要領についても御了知いただき、円滑な運用に引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。

(添付資料)

- ・ 本編資料【各医療機関別】（省令別表第 1 に記載された事項及び留意事項）
- ・ 別表 1【各医療機関別】（平成十九年厚生労働省告示第五十三号に記載された事項（第 11 条関係を除く。）等及び留意事項）
- ・ 別表 2【各医療機関共通（助産所を除く）】（平成十九年厚生労働省告示第五十三号に記載された事項（第 11 条関係）及び留意事項）

(参考資料)

- ・ 医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 23 号）
- ・ 平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 65 号）

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 山内、濱崎

TEL:03-5253-1111 (4098、2518)

FAX:03-3501-2048

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報		
1 病院の名称		
2 病院の開設者		
3 病院の管理者		
4 病院の所在地		
5 病院の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日		
8 診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
9 病床種別及び届出又は許可病床数		医療法第7条第2項に規定する病床種別（一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の別）
		医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数（一般病床数、療養病床数、精神病床数、感染症病床数、結核病床数）
(2)病院へのアクセス		
10 病院までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11 病院の駐車場	(i) 駐車場の有無	敷地内及び隣接地（概ね徒歩5分圏内）に駐車場を保有しているかどうか。
	(ii) 駐車台数	駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
	(iii) 有料又は無料の別	駐車場の有料・無料の区別を記載（有料の場合、料金を記載することも差し支えない。）
12 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
13 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
14 診療科目別の外来受付時間		
15 予約診療の有無		
16 時間外における対応		別表1の1)
17 面会の日及び時間帯		
(3)院内サービス・アメニティ		
18 院内処方の有無		外来患者に対して、病院内で処方が行われているかどうか。
19 対応することができる外国語の種類		
20 障害者に対するサービス内容		別表1の2)
21 車椅子利用者に対するサービス内容		別表1の3)
22 受動喫煙を防止するための措置		別表1の4)
23 医療に関する相談に対する体制の状況	(i) 医療に関する相談窓口設置の有無	医療に関する相談窓口の設置があるかどうか。
	(ii) 相談員の人数	相談員の人数を記載
24 入院食の提供方法		別表1の5)
25 病院内の売店又は食堂（外来者が使用するものに限る。）の有無		
(4)費用負担等		
26 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別表1の6)
	(i) 「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額	
	(ii) 「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	

27	選定療養	(iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
		(iv)「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
		(v)「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
28	治験の実施の有無及び契約件数		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
29	クレジットカードによる料金の支払いの可否		
30	先進医療の実施の有無及び内容		病院において、健康保険法(大正11年法律第70号)により厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進医療を実施しているかどうか。実施している場合は先進医療の内容(ただし、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において、字数制限を定めることができる。)
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
31	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数		別表1の7) 該当する資格を保有する医療従事者(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門資格を保有する医療従事者の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)をその種類毎に記載すること
32	保有する施設設備		別表1の8)
33	併設している介護施設		別表1の9)※同一敷地内に併設されているもの
34	対応することができる疾患・治療の内容		別表2
35	対応することができる短期滞在手術		別表1の10)①(4泊5日までの手術)
36	専門外来の有無及び内容		病院内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
37	オンライン診療実施の有無及びその内容		オンライン診療を実施しているかどうか。実施している場合、対象者や疾患について。ただし、医療法及び関連するガイドライン等を遵守しているものに限る。
38	健康診査及び健康相談の実施	(i)健康診査の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
		(ii)健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
39	対応することができる予防接種		別表1の11)
40	対応することができる在宅医療		別表1の12)
41	対応することができる介護サービス		別表1の13)
42	セカンド・オピニオンに関する状況	(i)セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること)
		(ii)セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金	患者がセカンドオピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンドオピニオンを行っているかどうか。また、セカンドオピニオンを自費診療としている場合の料金
43	地域医療連携体制	(i)医療連携体制に関する窓口の設置の有無	「地域医療連携室」など、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための窓口を設置しているかどうか。
		(ii)地域連携クリティカルパスの有無	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。

		(iii) かかりつけ医機能	別表1の14)
44	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無		退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。
3. 医療の実績、結果に関する事項			
45	病院の人員配置	(i) 医療従事者の人員数	別表1の15) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
		(ii) 外来患者を担当する医療従事者の人員数	(i) の医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの(病棟担当と分けられない場合、重複計上可)
		(iii) 入院患者を担当する医療従事者の人員数	(i) の医療従事者のうち、主として入院患者を担当するもの(外来担当と分けられない場合、重複計上可)
46	看護師の配置状況		病院の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(1対〇) (計算方法) 各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) ※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること
47	法令上の義務以外の医療安全対策	(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無	病院内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。
		(ii) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。 また、専任は、医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合をいう。
		(iii) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を行う部門を設置しているかどうか。
		(iv) 医療事故情報収集等事業への参加の有無	医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。
48	法令上の義務以外の院内感染対策	(i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	当該病院における院内感染対策を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。 また、専任は、院内感染対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合をいう。
		(ii) 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	専任の院内感染対策を行う者及びその他必要な職員で構成され、院内感染対策のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の院内感染対策を行う部門を設置しているかどうか。
		(iii) 厚生労働省院内感染対策サーベイランス(JANIS)への参加の有無	JANISと比較し、自施設での多剤耐性菌の分離や多剤耐性菌による感染症の発生が特に他施設に比べて頻繁となっていないかを把握するなど、自施設における院内感染対策にJANISを活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
49	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		入院診療計画を策定するにあたり、院内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制をとっているかどうか。
50	診療情報管理体制	(i) オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況	別表1の16) 検査、処方や予約に係る業務をオンライン上で指示したり、検査結果を検索・参照できるシステム(オーダエントリーシステム)の導入の有無及びその導入範囲(例:検査及び処方まで導入)
		(ii) ICDコードの利用の有無	「ICDコードの利用」とは、ICD(※)コードに基づいた診療情報管理を行っていること。 ※ICD(疾病及び関連保健問題の国際統計分類):異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較等を行うことを目的に、世界保健機関(WHO)より提示されている分類。
		(iii) 電子カルテシステムの導入の有無	
		(iv) 診療録管理専任従事者の有無及び人数	専任の診療記録を管理する者を配置しているかどうか。

51	情報開示に関する体制	(i) 情報開示に関する窓口の有無及び料金	病院内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口を設置し、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。また、診療録開示請求の際の料金について記載。なお、白黒コピー1枚あたりの料金など支払金額の目安が分かるように記載すること。
52	症例検討体制	(i) 臨床病理検討会の有無	当該病院内において定期的に実施している臨床病理検討会(CPC)があるかどうか。
		(ii) 予後不良症例に関する院内検討体制の有無	当該病院内において予後不良症例に関する検討を行う体制(M&M)があるかどうか。
53	治療結果情報	(i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無	例えば、死亡率、再入院率など、当該病院における患者に対する治療結果に関して何らかの分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無	「治療結果に関する分析結果の提供」は、治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか、または、年報やホームページで提供しているかどうか。
54	患者数	(i) 病床の種別ごとの患者数	「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。
		(ii) 外来患者数	「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めない。
		(iii) 在宅患者数	「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除した数を記入する。
55	平均在院日数		報告する年度の前年度の【在院患者延数／(1/2×(新入院患者数＋退院患者数))】(病床種別)
56	患者満足度の調査	(i) 患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う病院に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	(i) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
57	(財)日本医療機能評価機構による認定の有無		(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審し、認定証を発行されているかどうか。
58	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		(財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。
59	医療の評価機関による認定の有無		別表1の17)

医療機関の医療機能に関する情報【診療所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報			
1	診療所の名称		
2	診療所の開設者		
3	診療所の管理者		
4	診療所の所在地		
5	診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6	診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7	診療科目別の診療日		
8	診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
9	病床種別及び届出又は許可病床数		医療法第7条第2項に規定する病床種別（一般病床、療養病床の別）
			医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数（一般病床数、療養病床数）
(2)診療所へのアクセス			
10	診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11	診療所の駐車場	(i) 駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
		(ii) 駐車台数	(i) の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
		(iii) 有料又は無料の別	(i) の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
12	案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
13	案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
14	診療科目別の外来受付時間		
15	予約診療の有無		
16	時間外における対応		別表1の1)
17	面会の日及び時間帯		
(3)院内サービス・アメニティ			
18	院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
19	対応することができる外国語の種類		
20	障害者に対するサービス内容		別表1の2)
21	車椅子利用者に対するサービス内容		別表1の3)
22	受動喫煙を防止するための措置		別表1の4)
23	医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載)
(4)費用負担等			

24	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の診療所の種類		別表1の5)
25	選定療養	(i)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額	
		(ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
		(iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
26	治験の実施の有無及び契約件数		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
27	クレジットカードによる料金の支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
28	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数		別表1の6) 該当する資格を保有する医療従事者(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門資格を保有する医療従事者の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)をその種類毎に記載すること
29	保有する施設設備		別表1の7)
30	併設している介護施設		別表1の8)
31	対応することができる疾患又は治療の内容		別表2
32	対応することができる短期滞在手術		別表1の9)①(4泊5日までの手術)
33	専門外来の有無及び内容		診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
34	オンライン診療実施の有無及びその内容		オンライン診療を実施しているかどうか。実施している場合、対象者や疾患について。ただし、医療法及び関連するガイドライン等を遵守しているものに限る。
35	健康診査及び健康相談の実施	(i)健康診査の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
		(ii)健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
36	対応することができる予防接種		別表1の10)
37	対応することができる在宅医療		別表1の11)※同一敷地内に併設されているもの
38	対応することができる介護サービス		別表1の12)
39	セカンド・オピニオンに関する状況	(i)セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること)
		(ii)セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金	患者がセカンドオピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンドオピニオンを行っているかどうか。また、セカンドオピニオンを自費診療としている場合の料金

40	地域医療連携体制	(i) 地域連携クリティカルパスの有無	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。
		(ii) かかりつけ医機能	別表1の13)
41	地域の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無		退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。
3. 医療の実績、結果に関する事項			
42	診療所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数	別表1の14) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別表「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
43	看護師の配置状況		有床診療所の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(1対〇) (計算方法)各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) ※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること。
44	法令上の義務以外の医療安全対策	(i) 医療事故情報収集等事業への参加の有無	医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。
45	法令上の義務以外の院内感染対策	(i) 厚生労働省院内感染対策サーベイランス(JANIS)への参加の有無	JANISと比較し、自施設での多剤耐性菌の分離や多剤耐性菌による感染症の発生が特に他施設に比べて頻繁となっていないかを把握するなど、自施設における院内感染対策にJANISを活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
46	電子カルテシステムの導入の有無		
47	情報開示に関する体制	(i) 情報開示に関する窓口の有無及び料金	診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。また、診療録開示請求の際の料金について記載。なお、白黒コピー1枚あたりの料金など支払金額の目安が分かるように記載すること。
48	治療結果情報	(i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無	当該診療所における患者に対する治療結果に関して行う分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無	治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。
49	患者数	(i) 病床種別ごとの患者数	「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。
		(ii) 外来患者数	「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めない。
		(iii) 在宅患者数	「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除した数を記入する。
50	平均在院日数		報告する年度の前年度の【(在院患者延数÷(1/2×(新入院患者数+退院患者数)))】(病床種別)
51	患者満足度の調査	(i) 患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	(i) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
52	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		(財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報		
1 診療所の名称		
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		
5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日		
8 診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
(2)診療所へのアクセス		
9 診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
10 診療所の駐車場	(i) 駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
	(ii) 駐車台数	(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
	(iii) 有料又は無料の別	(i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
11 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
12 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
13 診療科目別の外来受付時間		
14 予約診療の有無		
(3)院内サービス・アメニティ		
15 院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
16 対応することができる外国語の種類		
17 障害者に対するサービス内容		別表1の1)
18 車椅子利用者に対するサービス内容		別表1の2)
19 受動喫煙を防止するための措置		別表1の3)
20 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載。)
(4)費用負担等		
21 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別表1の4)
22 クレジットカードによる料金の支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		

(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
23	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数	別表1の5) 該当する資格を保有する医療従事者(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門資格を保有する医療従事者の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)をその種類毎に記載すること
24	対応することができる疾患又は治療の内容	別表2
25	専門外来の有無及び内容	診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
26	(i) 健康診査の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
	(ii) 健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
27	対応することができる在宅医療	別表1の6)
3. 医療の実績、結果に関する事項		
28	歯科診療所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数 別表1の7) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別表「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
30	法令上の義務以外の院内感染対策	(i) 院内感染防止対策 歯科点数表第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料の注1に規定する施設基準に対応する診療報酬点数が算定されているもの
30	情報開示に関する体制	(i) 情報開示に関する窓口の有無及び料金 診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。また、診療録開示請求の際の料金について記載。なお、白黒コピー1枚あたりの料金など支払金額の目安が分かるように記載すること。
31	患者数	(i) 外来患者数 「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めない。
32	(i) 患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
	(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	(i) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報		
1 助産所の名称		
2 助産所の開設者		
3 助産所の管理者		
4 助産所の所在地		
5 助産所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 就業日		助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載
7 就業時間		助産所において業務を行っている時間を記載
(2) 助産所へのアクセス		
8 助産所までの主な利用交通手段		助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要時間等を記載
9 助産所の駐車場	(i) 駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
	(ii) 駐車台数	(i) の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
	(iii) 有料又は無料の別	(i) の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
10 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
11 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
12 面会の日及び時間帯		
13 外来受付時間		
14 予約の有無		
15 助産所の業務形態		別表1の1)
16 時間外における対応の有無		就業時間以外における対応が可能かどうか。
(3) 院内サービス・アメニティ		
17 対応することができる外国語の種類		
18 障害者に対するサービス内容		別表1の2)
19 車椅子利用者に対するサービス内容		別表1の3)
20 受動喫煙を防止するための措置		別表1の4)
(4) 費用負担等		
21 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別表1の5)
22 クレジットカードによる料金の支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス		

23	家族付き添い室の有無		出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。
24	妊産婦等に対する相談又は指導		別表1の6)
3. 医療の実績、結果に関する事項			
25	助産所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数	別表1の7) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
26	分娩取扱数		報告する年度の前年度の分娩件数
27	妊産婦等満足度の調査	(i) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無	妊産婦等に対し、助産所の満足度に関するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無	(i) のアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。
28	(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		(財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	時間外（休日夜間）対応	1 終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと
		2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	診療時間外（含む休日・夜間）に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること
		3 連携する病院又は診療所への電話の転送	病院・診療所が、診療時間外（含む休日・夜間）に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
2)	障害者に対する配慮	1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)	車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
4)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施	
		2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
5)	入院食の情報	1 適時及び適温による食事の提供	
		2 病床外での食事可能	
		3 選択可能な入院食の提供	
6)	医療保険、公費負担等	1 保険医療機関	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）により指定を受けた医療機関
		2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		3 労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
		4 指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		5 指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		6 指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
		7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
		8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院
		9 精神保健指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関
		10 生活保護法指定医療機関（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく指定医療機関を含む。）	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		11 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		12 結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		13 指定養育医療機関	母子保健法（昭和40年法律第141号）により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う機関として、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市長が指定した病院若しくは診療所又は薬局

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		14 指定療育機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、結核にかかっている児童に対し、医療に係る療育の給付を行う機関として都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定した病院
		15 指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		16 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
		17 戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
		18 原子爆弾被害者医療指定医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		19 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		20 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する病院
		21 公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関
		22 母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法（昭和23年法律第156号）により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医療機関
		23 特定機能病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院
		24 臨床研究中核病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、特定臨床研究を行う病院で一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣が個別に承認する病院
		25 地域医療支援病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院
		26 災害拠点病院	「災害拠点病院整備事業の実施について（平成8年5月10日付健政発第435号）」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院
		27 へき地医療拠点病院	「へき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付医政発第529号）」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		28	小児救急医療拠点病院	「救急医療対策の整備事業について（昭和５２年７月６日付医発第６９２号）」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院
		29	救命救急センター	「救急医療対策の整備事業について（昭和５２年７月６日付医発第６９２号）」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を２４時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
		30	臨床研修病院	医師法（昭和２３年法律第２０１号）により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
		31	単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設	歯科医師法（昭和２３年法律第２０２号）により、臨床研修施設の指定の基準を満たす診療所として、厚生労働大臣が指定した施設のうち、歯科医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令に定める単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設
		32	特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		33	臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和６２年法律第２９号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
		34	臨床教授等病院	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和６２年法律第２９号）により、外国医師が医療に関する知識及び技能の教授又は医学もしくは歯科医学の研究を行うため、高度かつ専門的な医療を提供する病院として、厚生労働大臣が指定する病院
		35	がん診療連携拠点病院等	「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成３０年７月３１日付健発第０７３１００１号）により、がん診療連携拠点病院又は特定領域がん診療連携拠点病院若しくは地域がん診療病院として、厚生労働大臣が指定した病院
		36	がんゲノム医療中核拠点病院等	「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（平成２９年１２月２５日付健発１２２５００３号）により、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療中核拠点病院と連携する病院として指定されたがんゲノム医療連携病院
		37	小児がん拠点病院	「小児がん拠点病院等の整備について」（平成３０年７月３１日付健発第０７３１００２号）により、地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、また、AYA世代にあるがん患者に対しても適切に医療及び支援及び提供する施設として、厚生労働大臣が指定した病院
		38	エイズ治療拠点病院	「エイズ治療の拠点病院の整備について（平成５年健医発第８２５号）」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		39	肝疾患診療連携拠点病院	「肝疾患診療体制の整備について（平成19年健発第0419001号）」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
		40	特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について（昭和48年衛発第242号）」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当として都道府県が契約した医療機関
		41	在宅療養支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
		42	在宅療養後方支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
		43	DPC対象病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第138号）」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院
		44	無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		45	総合周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設として、都道府県が指定したもの
		46	地域周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として、都道府県が認定したもの
		47	不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設
		48	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
		49	都道府県アレルギー疾患医療拠点病院	「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日付健発0728001号）により、地域におけるアレルギー疾患医療の拠点として都道府県が選定した病院

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
7)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	1	平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体の行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	
8)	保有する施設設備	1	集中治療室（ICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		2	冠状動脈疾患専用集中治療室（CCU）	上記ICUのうち、特に冠疾患専用の部門を有するもの
		3	脳卒中専用集中治療室（SCU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する脳卒中ケアユニット入院医療管理料に関する施設基準を満たすもの
		4	呼吸器疾患専用集中治療室（RCU）	上記ICUのうち、特に呼吸器疾患専用の部門を有するもの
		5	小児集中治療室（PICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する小児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		6	新生児集中治療室（NICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		7	母体胎児集中治療室（MFICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		8	手術室	
		9	無菌治療室	滅菌水の供給が常時可能であること、室内の空気清浄度がISOクラス7以上であること等の要件を満たす無菌治療室
		10	機能訓練室	
		11	精神科保護室	
		12	病理解剖室	
		13	高気圧酸素治療室	
		14	ヘリコプターを含む患者搬送車	
		15	新生児搬送車	
		16	移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		17	移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置	同上
		18	据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	同上
		19	据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置	同上
		20	X線CT組合せ型循環器用X線診断装置	同上
		21	全身用X線CT診断装置	同上
		22	X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	同上
		23	X線CT組合せ型SPECT装置	同上
9)	併設している介護関係施設等	1	介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		2	介護老人保健施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
		3	介護医療院	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所
		4	居宅介護支援事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行う事業所

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5	介護予防支援事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所
		6	老人介護支援センター	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
		7	訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所
		8	通所介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）事業所
		9	通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所
		10	短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
		11	短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		12	特定施設又は介護予防特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		13	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業所 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
		14	地域密着型通所介護事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
		15	認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(認知症)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
		16	小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
		17	認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は要支援者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		18	地域密着型特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの
		19	地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		20	複合型サービス事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業所
		21	第一号通所事業に係る事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所
10)	対応可能な短期滞在手術			
	① 4泊5日までの手術	1	終夜睡眠ポリグラフィー	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	小児食物アレルギー負荷検査	同上
		3	前立腺針生検法	同上
		4	関節鏡下手根管開放手術	同上
		5	胸腔鏡下交感神経節切除術	同上
		6	水晶体再建術	同上
		7	乳腺腫瘍摘出術	同上
		8	経皮的シャント拡張術・血栓除去術	同上
		9	下肢静脈瘤手術	同上
		10	ヘルニア手術	同上
		11	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術	同上
		12	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	同上
		13	痔核手術(脱肛を含む。)	同上
		14	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	同上
		15	子宮頸部(腔部)切除術	同上

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		16	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	同上
		17	ガンマナイフによる定位放射線治療	同上
11)	対応可能な予防接種	1	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合の予防接種	
		2	ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種	
		3	ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種	
		4	急性灰白髄炎の予防接種	
		5	麻しんの予防接種	
		6	風しんの予防接種	
		7	麻しん及び風しんの二種混合の予防接種	
		8	日本脳炎の予防接種	
		9	破傷風の予防接種	
		10	結核の予防接種	
		11	Hib感染症の予防接種	
		12	小児の肺炎球菌感染症の予防接種	
		13	ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種	
		14	水痘の予防接種	
		15	インフルエンザの予防接種	
		16	成人の肺炎球菌感染症の予防接種	
		17	おたふくかぜの予防接種	
		18	A型肝炎の予防接種	
		19	B型肝炎の予防接種	
		20	狂犬病の予防接種	
		21	黄熱病の予防接種	
		22	ロタウイルス感染症の予防接種	
		23	髄膜炎菌感染症の予防接種	
12)	対応可能な在宅医療			
	①在宅医療	1	往診（終日対応することができるものに限る。）	24時間の往診が可能な場合に選択
		2	上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		3 退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 在宅患者訪問診療	同上
		5 在宅時医学総合管理(オンライン在宅管理に係るものに限る)	同上
		6 5以外の在宅時医学総合管理	同上
		7 施設入居時等医学総合管理	同上
		8 在宅がん医療総合診療	同上
		9 救急搬送診療	同上
		10 在宅患者訪問看護・指導	同上
		11 同一建物居住者訪問看護・指導	同上
		12 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
		13 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	同上
		14 訪問看護指示	同上
		15 介護職員等喀痰吸引等指示	同上
		16 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
		17 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
		18 在宅患者連携指導	同上
		19 在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
		20 在宅患者共同診療	同上
		21 在宅患者訪問褥瘡管理指導	同上
		22 精神科在宅患者支援管理(オンライン在宅管理に係るものに限る)	同上
		23 22以外の精神科在宅患者支援管理	同上
		24 歯科訪問診療	同上
		25 訪問歯科衛生指導	同上
		26 歯科疾患在宅療養管理	同上
		27 在宅患者歯科治療時医療管理	同上
		28 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
		29 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
	②在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 在宅自己注射指導管理	同上

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		3 在宅小児低血糖症患者指導管理	同上
		4 在宅妊娠糖尿病患者指導管理	同上
		5 在宅自己腹膜灌流指導管理	同上
		6 在宅血液透析指導管理	同上
		7 在宅酸素療法指導管理	同上
		8 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上
		9 在宅成分栄養経管栄養法指導管理	同上
		10 在宅小児経管栄養法指導管理	同上
		11 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理	同上
		12 在宅自己導尿指導管理	同上
		13 在宅人工呼吸指導管理	同上
		14 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
		15 在宅悪性腫瘍等患者指導管理	同上
		16 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
		17 在宅寝たきり患者処置指導管理	同上
		18 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
		19 在宅振戦等刺激装置治療指導管理	同上
		20 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理	同上
		21 在宅仙骨神経刺激療法指導管理	同上
		22 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上
		23 在宅気管切開患者指導管理	同上
		24 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理	同上
		25 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理	同上
		26 在宅経腸投薬指導管理	同上
		27 在宅腫瘍治療電場療法指導管理	同上
		28 在宅経肛門的自己洗腸指導管理	同上
	③診療内容	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
		2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
		3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
		4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
		5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
		6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
		8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
		10 レスプレーター	診療内容に合致するものを選択
		11 モニター測定	診療内容に合致するものを選択
		12 尿カテーテル	診療内容に合致するものを選択
		13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
		14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
	④他施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
		4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		5 薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択
13)	対応可能な介護保険サービス		
	①施設サービス	1 介護福祉施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		2 介護保健施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
		3 介護療養施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。
		4 介護医療院サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
	②居宅介護支援	1 居宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(居宅サービス計画)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	③居宅サービス	1	訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。)において介護を受けるもの(居宅要介護者)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。
		2	訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		3	訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		4	訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		5	居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。
		6	通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。
		7	通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		8	短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		9	短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		10	特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		11	福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		12	特定福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
	④地域密着型サービス	1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
		2	夜間対応型訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
		3	地域密着型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		4	認知症対応型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5	小規模多機能型居宅介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		6	認知症対応型共同生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		7	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの(地域密着型特定施設)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		9	複合型サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。
	⑤介護予防支援	1	介護予防支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。
	⑥介護予防サービス	1	介護予防訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		2	介護予防訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		3	介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		4	介護予防居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。
		5	介護予防通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		6	介護予防短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
		7	介護予防短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。
		8	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。)に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		9	介護予防福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		10	特定介護予防福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
	⑦介護予防地域密着型サービス	1	介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		2	介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		3	介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
	⑧地域支援事業	1	第一号訪問事業	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業をいう。
		2	第一号通所事業	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業をいう。
14)	かかりつけ医機能	1	地域包括診療料の届出	主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		2	小児かかりつけ診療料の届出	小児のかかりつけ医として、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		3	機能強化加算の届出	外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		4	日常的な医学管理と重症化予防	日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供しているかどうか。 提供している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		5	地域の医療機関等との連携	自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築しているかどうか。 構築している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		6	在宅療養支援、介護等との連携	日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		7	適切かつわかりやすい情報の提供	患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っているかどうか。行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
15)	医療従事者	1	医師	
		2	歯科医師	
		3	薬剤師	
		4	看護師及び准看護師	
		5	助産師	
		6	歯科衛生士	
		7	診療放射線技師	
		8	理学療法士	
		9	作業療法士	
16)	オーダーリングシステムの導入の有無及び導入状況	1	検査	
		2	処方	
		3	予約	
17)	医療の評価機関による認定の有無	1	Joint Comission International（平成6年にJoint Comission Internationalという名称で設立された医療の評価機関をいう。）	JCI(Joint Commission International)による認定を受けているか。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	時間外（休日夜間）対応	1	終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと
		2	病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	診療時間外（含む休日・夜間）に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること
		3	連携する病院又は診療所への電話の転送	病院・診療所が、診療時間外（含む休日・夜間）に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
2)	障害者に対する配慮	1	手話による対応	
		2	施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3	音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4	施設内点字ブロックの設置	
		5	点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)	車椅子利用者に対する配慮	1	施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
4)	受動喫煙防止対策	1	施設内における全面禁煙の実施	
		2	喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
5)	医療保険、公費負担等	1	保険医療機関	健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）により指定を受けた医療機関
		2	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
		3	労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
		4	指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5	指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		6	指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
		7	身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
		8	精神保健指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関
		9	生活保護法指定医療機関（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく指定医療機関を含む。）	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		10	医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		11	結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		12	指定養育医療機関	母子保健法（昭和40年法律第141号）により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う機関として、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市長が指定した病院若しくは診療所又は薬局
		13	指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		14	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
		15	戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		16	原子爆弾被害者医療指定医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		17	原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		18	公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関
		19	母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法（昭和23年法律第156号）により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関
		20	特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		21	臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
		22	在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た診療所
		23	無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		24	不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した医療施設
		25	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
6)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	1	平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
7)	保有する施設設備	1	移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。
		2	移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置	同上
		3	据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	同上
		4	据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置	同上
		5	X線CT組合せ型循環器X線診断装置	同上
		6	全身用X線CT診断装置	同上
		7	X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	同上
		8	X線CT組合せ型SPECT装置	同上
8)	併設している介護関係施設等	1	介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		2	介護老人保健施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
		3	介護医療院	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所
		4	居宅介護支援事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行う事業所

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5	介護予防支援事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所
		6	老人介護支援センター	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
		7	訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所
		8	通所介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）事業所
		9	通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所
		10	短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
		11	短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		12	特定施設又は介護予防特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		13	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業所 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
		14	地域密着型通所介護事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
		15	認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(認知症)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
		16	小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		17	認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は要支援者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
		18	地域密着型特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの
		19	地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		20	複合型サービス事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業所
		21	第一号通所事業に係る事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所
9)	対応可能な短期滞在手術			
	① 4泊5日までの手術	1	終夜睡眠ポリグラフィー	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	小児食物アレルギー負荷検査	同上
		3	前立腺針生検法	同上
		4	関節鏡下手根管開放手術	同上
		5	胸腔鏡下交感神経節切除術	同上
		6	水晶体再建術	同上
		7	乳腺腫瘍摘出術	同上
		8	経皮的シャント拡張術・血栓除去術	同上
		9	下肢静脈瘤手術	同上
		10	ヘルニア手術	同上
		11	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術	同上

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		12	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	同上
		13	痔核手術（脱肛を含む。）	同上
		14	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	同上
		15	子宮頸部（腔部）切除術	同上
		16	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	同上
		17	ガンマナイフによる定位放射線治療	同上
10)	対応可能な予防接種	1	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合の予防接種	
		2	ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種	
		3	ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種	
		4	急性灰白髄炎の予防接種	
		5	麻しんの予防接種	
		6	風しんの予防接種	
		7	麻しん及び風しんの二種混合の予防接種	
		8	日本脳炎の予防接種	
		9	破傷風の予防接種	
		10	結核の予防接種	
		11	Hib感染症の予防接種	
		12	小児の肺炎球菌感染症の予防接種	
		13	ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種	
		14	水痘の予防接種	
		15	インフルエンザの予防接種	
		16	成人の肺炎球菌感染症の予防接種	
		17	おたふくかぜの予防接種	
		18	A型肝炎の予防接種	
		19	B型肝炎の予防接種	
		20	狂犬病の予防接種	
		21	黄熱病の予防接種	
		22	ロタウイルス感染症の予防接種	
		23	髄膜炎菌感染症の予防接種	
11)	対応可能な在宅医療			
	①在宅医療	1	往診（終日対応することができるものに限る。）	24時間の往診が可能な場合に選択
		2	上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
		3	退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		4 在宅患者訪問診療	同上
		5 在宅時医学総合管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	同上
		6 5以外の在宅時医学総合管理	同上
		7 施設入居時等医学総合管理	同上
		8 在宅がん医療総合診療	同上
		9 救急搬送診療	同上
		10 在宅患者訪問看護・指導	同上
		11 同一建物居住者訪問看護・指導	同上
		12 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
		13 在宅患者訪問ウパヒリテーション指導管理	同上
		14 訪問看護指示	同上
		15 介護職員等喀痰吸引等指示	同上
		16 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
		17 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
		18 在宅患者連携指導	同上
		19 在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
		20 在宅患者共同診療	同上
		21 在宅患者訪問褥瘡管理指導	同上
		22 精神科在宅患者支援管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	
		23 22以外の精神科在宅患者支援管理	
		24 歯科訪問診療	同上
		25 訪問歯科衛生指導	同上
		26 歯科疾患在宅療養管理	同上
		27 在宅患者歯科治療時医療管理	同上
		28 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
		29 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	
	②在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 在宅自己注射指導管理	同上
		3 在宅小児低血糖症患者指導管理	同上
		4 在宅妊娠糖尿病患者指導管理	同上
		5 在宅自己腹膜灌流指導管理	同上
		6 在宅血液透析指導管理	同上
		7 在宅酸素療法指導管理	同上
		8 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上
		9 在宅成分栄養経管栄養法指導管理	同上
		10 在宅小児経管栄養法指導管理	同上
		11 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理	同上
		12 在宅自己導尿指導管理	同上

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		13 在宅人工呼吸指導管理	同上
		14 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
		15 在宅悪性腫瘍等患者指導管理	同上
		16 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
		17 在宅寝たきり患者処置指導管理	同上
		18 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
		19 在宅振戦等刺激装置治療指導管理	同上
		20 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理	同上
		21 在宅仙骨神経刺激療法指導管理	同上
		22 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上
		23 在宅気管切開患者指導管理	同上
		24 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理	同上
		25 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理	同上
		26 在宅経腸投薬指導管理	同上
		27 在宅腫瘍治療電場療法指導管理	同上
		28 在宅経肛門的自己洗腸指導管理	同上
	③診療内容	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
		2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
		3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
		4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
		5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
		6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
		8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択
		9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
		10 レスピレーター	診療内容に合致するものを選択
		11 モニター測定	診療内容に合致するものを選択
		12 尿カテーテル	診療内容に合致するものを選択
		13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
		14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
	④他施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
		4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		5 薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択
12)	対応可能な介護保険サービス		
	①施設サービス	1 介護福祉施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		2	介護保健施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
		3	介護療養施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。
		4	介護医療院サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
②居宅介護支援		1	居宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(居宅サービス計画)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。
③居宅サービス		1	訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。)において介護を受けるもの(居宅要介護者)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。
		2	訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		3	訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		4	訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		5	居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		6	通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。
		7	通所リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		8	短期入所生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		9	短期入所療養介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。
		10	特定施設入居者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		11	福祉用具貸与	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		12	特定福祉用具販売	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	④地域密着型サービス	1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのもにに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
		2	夜間対応型訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
		3	地域密着型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		4	認知症対応型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		5	小規模多機能型居宅介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		6	認知症対応型共同生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		7	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの(地域密着型特定施設)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		9	複合型サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。
	⑤介護予防支援	1	介護予防支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。
	⑥介護予防サービス	1	介護予防訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		2	介護予防訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		3	介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		4	介護予防居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。
		5	介護予防通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		6	介護予防短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		7	介護予防短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。
		8	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。)に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		9	介護予防福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		10	特定介護予防福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
	⑦介護予防地域密着型サービス	1	介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		2	介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		3	介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
	⑧地域支援事業	1	第一号訪問事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業をいう。
		2	第一号通所事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業をいう。
13)	かかりつけ医機能	1	地域包括診療加算の届出	主治医機能を持った診療所の医師が、複数の慢性疾患(高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上)を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		2	地域包括診療料の届出	主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		3	小児かかりつけ診療料の届出	小児のかかりつけ医として、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		4	機能強化加算の届出	外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能の評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		5	日常的な医学管理と重症化予防	日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供しているかどうか。 提供している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		6	地域の医療機関等との連携	自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築しているかどうか。 構築している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		7	在宅療養支援、介護等との連携	日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		8	適切かつわかりやすい情報の提供	患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
14)	医療従事者	1	医師	
		2	歯科医師	
		3	薬剤師	
		4	看護師及び准看護師	
		5	助産師	
		6	歯科衛生士	
		7	診療放射線技師	

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		8	理学療法士	
		9	作業療法士	

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	障害者に対する配慮	1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
2)	車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
3)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施	
		2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
4)	医療保険、公費負担等	1 保険医療機関	健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）により指定を受けた医療機関
		2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
		3 労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
		4 指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5	指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		6	指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
		7	生活保護法指定医療機関（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）に基づく指定医療機関を含む。）	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		8	医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		9	指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		10	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
		11	原子爆弾被害者医療指定医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		12	原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		13	単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設	歯科医師法（昭和23年法律第202号）により、臨床研修施設の指定の基準を満たす診療所として、厚生労働大臣が指定した施設のうち、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に定める単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設
		14	特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		15	臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
		16	在宅療養支援歯科診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出たもの
		17	無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		18	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
5)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	1	平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
6)	対応可能な在宅医療			
	①在宅医療	1	往診（終日対応することができるものに限る。）	2 4 時間の往診が可能な場合に選択
		2	上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
		3	退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	救急搬送診療	同上
		5	在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
		6	在宅患者連携指導	同上
		7	在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
		8	歯科訪問診療	同上
		9	訪問歯科衛生指導	同上
		10	歯科疾患在宅療養管理	同上
		11	在宅患者歯科治療時医療管理	同上
		12	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
		13	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
	②在宅療養指導	1	退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	在宅悪性腫瘍等患者指導管理	同上
		3	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
	③診療内容	1	点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
		2	疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		3	モニター測定	診療内容に合致するものを選択

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		4 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
	④他施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
		4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		5 薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択
7)	医療従事者	1 医師	
		2 歯科医師	
		3 薬剤師	
		4 看護師及び准看護師	
		5 助産師	
		6 歯科衛生士	
		7 診療放射線技師	
		8 理学療法士	
		9 作業療法士	

【助産所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	助産所の業務形態	1 助産所内における業務の実施	
		2 出張による業務の実施	
2)	障害者に対する配慮	1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)	車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
4)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施	
		2 喫煙室の設置	
5)	医療保険、公費負担等	1 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設
6)	妊婦等に対する相談又は指導	1 周産期相談	
		2 母乳育児相談	その他の育児相談も含む。
		3 栄養相談	
		4 家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。）	
		5 女性の健康相談	
		6 訪問相談又は訪問指導	思春期の保健対策と健康教育を含む。

【助産所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
7)	医療従事者	1	看護師及び准看護師	
		2	助産師	

【対応可能な疾患・治療内容】

別表2

※全体に係る留意事項

- 実施件数が求められている項目については、報告する年度の前年度に実施された件数を記載すること
- 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに限ること(ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」を除く)
- リハビリ領域において、実施件数とは取り扱った実患者数とする。

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
1)	皮膚・形成外科領域	1	皮膚・形成外科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	真菌検査(顕微鏡検査)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	皮膚生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	凍結療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	光線療法(紫外線・赤外線・PUVA)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	中等症の熱傷の入院治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	顔面外傷の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	皮膚悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「皮膚悪性腫瘍切除術」を算定しているもの
		9	皮膚悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	マイクロサージェリーによる遊離組織移植		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	唇顎口蓋裂手術	○	医科診療報酬点数表の「顎・口蓋裂形成手術」を算定しているもの
		13	アトピー性皮膚炎の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
	2) 神経・脳血管領域	1	神経・脳血管領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	脳波検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	長期継続頭蓋内脳波検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	光トポグラフィー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	脳磁図		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	頭蓋内圧持続測定		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	頸部動脈血栓内膜剥離術	○	医科診療報酬点数表の「動脈血栓内膜摘出術 2内頸動脈」を算定しているもの
		8-1	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術（終日対応することができるものに限る。）	○	医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの
		8-2	上記以外の経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術		
		9	抗血栓療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10-1	頭蓋内血腫除去術（終日対応することができるものに限る。）	○	医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）」を算定しているもの
		10-2	上記以外の頭蓋内血腫除去術		
		11-1	脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）（終日対応することができるものに限る。）	○	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定しているもの
		11-2	上記以外の脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）		
		12	脳動静脈奇形摘出術	○	医科診療報酬点数表の「脳動静脈奇形摘出術」を算定しているもの
		13	脳血管内手術	○	医科診療報酬点数表の「脳血管内手術」を算定しているもの
		14	脳腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「頭蓋内腫瘍摘出術」を算定しているもの
		15	脊髄腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「脊髄腫瘍摘出術」を算定しているもの
		16	悪性脳腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	悪性脳腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	小児脳外科手術	○	乳児・幼児・学童に対し脳外科的な手術を行ったもの（概数で差し支えない）

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		19	てんかん手術を含む機能的脳神経手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
3)	精神科・神経科領域	1	精神科・神経科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	臨床心理・神経心理検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	精神療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	精神分析療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	心身医学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	終夜睡眠ポリグラフィー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	禁煙指導(ニコチン依存症管理)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	思春期のうつ病又は躁うつ病		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	睡眠障害		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	摂食障害(拒食症・過食症)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	アルコール依存症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	薬物依存症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	神経症性障害(強迫性障害、不安障害、パニック障害等)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		14	認知症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	心的外傷後ストレス障害(PTSD)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		16	発達障害(自閉症、学習障害等)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	精神科ショート・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	精神科デイ・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		19	精神科ナイト・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		20	精神科デイ・ナイト・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		21	重度認知症患者デイ・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
4)	眼領域	1	眼領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	硝子体手術	○	医科診療報酬点数表の「硝子体注入・吸引術」「硝子体切除術」「硝子体茎頭微鏡下離断術」「網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）」又は、「増殖性硝子体網膜症手術」を算定しているもの
		3	水晶体再建術（白内障手術）	○	医科診療報酬点数表の「水晶体再建術」を算定しているもの
		4	緑内障手術	○	医科診療報酬点数表の「緑内障手術」を算定しているもの
		5	網膜光凝固術（網膜剥離手術）	○	医科診療報酬点数表の「網膜光凝固術」を算定しているもの
		6	斜視手術	○	医科診療報酬点数表の「斜視手術」を算定しているもの
		7	角膜移植術	○	医科診療報酬点数表の「角膜移植術」を算定しているもの
		8	コンタクトレンズ検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	小児視力障害診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
5)	耳鼻咽喉領域	1	耳鼻咽喉領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	喉頭ファイバースコピー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	純音聴力検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	補聴器適合検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	電気味覚検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	小児聴力障害診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	鼓室形成手術	○	医科診療報酬点数表の「鼓室形成手術」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		8	副鼻腔炎手術	○	医科診療報酬点数表の「上顎洞根治手術」「鼻内上顎洞根治手術」「鼻内篩骨洞根治手術」「鼻内蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞根治手術」「前頭洞篩骨洞根治手術」「篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術」「前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術」又は、「汎副鼻腔根治手術」を算定しているもの
		9	内視鏡下副鼻腔炎手術	○	上記手術について医科診療報酬点数表の「副鼻腔手術用内視鏡加算」を算定しているもの
		10	舌悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「舌悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		11	舌悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	舌悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	咽頭悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		14	咽頭悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	咽頭悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		16	喉頭悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「喉頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		17	喉頭悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	喉頭悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		19	摂食機能障害の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
6)	呼吸器領域	1	呼吸器領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	気管支ファイバースコピー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	肺悪性腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		4	胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		5	肺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	肺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	在宅持続陽圧呼吸療法（睡眠時無呼吸症候群治療）		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		8	在宅酸素療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
7)	消化器系領域	1	消化器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	上部消化管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	上部消化管内視鏡的切除術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
		4	下部消化管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	下部消化管内視鏡的切除術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
		6	虫垂切除術(ただし、乳幼児に係るものを除く。)	○	医科診療報酬点数表の「虫垂切除術」を算定しているもの(乳幼児に実施したものを除く)
		7	食道悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「食道悪性腫瘍手術」又は「食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)」を算定しているもの
		8	食道悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	食道悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	胃悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「胃切除術」又は「胃全摘術」を算定しているもの
		11	腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胃切除術」又は「腹腔鏡下胃全摘術」を算定しているもの
		12	胃悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	胃悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		14	大腸悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「結腸切除術 3全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術」又は「直腸切除・切断術」を算定しているもの
		15	腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下直腸切除・切断術」を算定しているもの
		16	大腸悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	人工肛門の管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	移植用部分小腸採取術(生体)	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		19	生体部分小腸移植術	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		20	移植用小腸採取術(死体)	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		21	同種死体小腸移植術	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
8)	肝・胆道・膵臓領域	1	肝・胆道・膵臓領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	肝生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	肝悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「肝切除術」を算定しているもの
		4	肝悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	胆道悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「胆管悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		6	胆道悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	開腹による胆石症手術	○	医科診療報酬点数表の「胆管切開術」「胆嚢切開結石摘出術」「胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。）」又は、「胆嚢摘出術」を算定しているもの
		8	腹腔鏡下胆石症手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胆管切開結石摘出術」又は「腹腔鏡下胆嚢摘出術」を算定しているもの
		9	内視鏡的胆道ドレナージ	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胆道ステント留置術」を算定しているもの
		10	経皮経肝的胆道ドレナージ	○	医科診療報酬点数表の「胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」「経皮経肝胆管ステント挿入術」又は、「肝内胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」を算定しているもの
		11	膵悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「膵体尾部腫瘍切除術」「膵頭部腫瘍切除術」又は、「膵全摘術」を算定しているもの
		12	膵悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	膵悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		14	体外衝撃波胆石破碎術	○	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波胆石破碎術（一連につき）」を算定しているもの
		15	生体肝移植	○	医科診療報酬点数表の「生体部分肝移植」を算定しているもの
9)	循環器系領域	1	循環器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	ホルター型心電図検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3-1	心臓カテーテル法による諸検査（終日対応することができるものに限る。）		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		3-2	上記以外の心臓カテーテル法による諸検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	心臓カテーテル法による血管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	冠動脈バイパス術	○	医科診療報酬点数表の「冠動脈、大動脈バイパス移植術」又は「冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）」を算定しているもの
		6	経皮的冠動脈形成術（PTCA）	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈形成術 1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの」を算定しているもの
		7	経皮的冠動脈血栓吸引術	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈血栓吸引術」を算定しているもの
		8	経皮的冠動脈ステント留置術	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈ステント留置術」を算定しているもの
		9	弁膜症手術	○	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」を算定しているもの
		10	開心術	○	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」以外の開心術を算定しているもの
		11	大動脈瘤手術	○	医科診療報酬点数表の「大動脈瘤切除術」を算定しているもの
		12	下肢静脈瘤手術	○	医科診療報酬点数表の「下肢静脈瘤手術」を算定しているもの
		13	ペースメーカー移植術	○	医科診療報酬点数表の「ペースメーカー移植術」を算定しているもの
		14	ペースメーカー管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
10)	腎・泌尿器系領域	1	腎・泌尿器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	膀胱鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	腎生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	血液透析		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	夜間透析		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	腹膜透析（CAPD）		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	体外衝撃波腎・尿路結石破碎術	○	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波腎・尿管結石破碎術（一連につき）」を算定しているもの
		8	腎悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腎（尿管）悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		9	腎悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		10	膀胱悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「膀胱悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		11	膀胱悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	前立腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		13	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		14	前立腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	前立腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		16	生体腎移植	○	医科診療報酬点数表の「生体腎移植術」を算定しているもの
		17	尿失禁の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
11)	産科領域	1	産科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	正常分娩	○	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
		3	選択帝王切開術	○	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 2選択帝王切開」を算定しているもの
		4	緊急帝王切開術	○	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 1緊急帝王切開」を算定しているもの
		5	卵管形成手術	○	医科診療報酬点数表の「卵管形成手術(卵管・卵巢移植、卵管架橋等)」を算定しているもの
		6	卵管鏡下卵管形成術	○	医科診療報酬点数表の「卵管鏡下卵管形成術」を算定しているもの
		7	ハイリスク妊産婦共同管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	ハイリスク妊産婦連携指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	乳腺炎重症化予防ケア・指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
12)	婦人科領域	1	婦人科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	更年期障害治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	子宮筋腫摘出術	○	医科診療報酬点数表の「子宮筋腫摘出(核出)術」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		4	腹腔鏡下子宮筋腫摘出術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術」を算定しているもの
		5	子宮悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「子宮悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		6	子宮悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	子宮悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	卵巣悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）」を算定しているもの
		9	卵巣悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	卵巣悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
13)	乳腺領域	1	乳腺領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	乳腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「乳腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		3	乳腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	乳腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
14)	内分泌・代謝・栄養領域	1	内分泌・代謝・栄養領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	内分泌機能検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	インスリン療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	糖尿病患者教育（食事療法、運動療法、自己血糖測定）		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	甲状腺腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）」又は「甲状腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		7	甲状腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	甲状腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		9	副腎悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「副腎悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		10	副腎腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「副腎腫瘍摘出術」を算定しているもの
15)	血液・免疫系領域	1	血液・免疫系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	骨髄生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	リンパ節生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	造血器腫瘍遺伝子検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	白血病化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	白血病放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	骨髄移植	○	医科診療報酬点数表の「骨髄移植」を算定しているもの
		8	臍帯血移植	○	医科診療報酬点数表の「臍帯血移植」を算定しているもの
		9	リンパ組織悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	リンパ組織悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	血液凝固異常の診断及び治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	エイズ診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	アレルギーの減感作療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
16)	筋・骨格系及び外傷領域	1	筋・骨格系及び外傷領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	関節鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	手の外科手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	アキレス腱断裂手術（筋・腱手術）	○	医科診療報酬点数表の「アキレス腱断裂手術」を算定しているもの
		5	骨折観血的手術	○	医科診療報酬点数表の「骨折観血的手術」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		6	人工股関節置換術(関節手術)	○	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を股関節について算定しているもの(概数で差し支えない)
		7	人工膝関節置換術(関節手術)	○	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を膝関節について算定しているもの(概数で差し支えない)
		8	脊椎手術	○	医科診療報酬点数表の「椎弓切除術」「内視鏡下椎弓切除術」「椎弓形成術」「黄色靱帯骨化症手術」「脊椎、骨盤腫瘍切除術」「脊椎、骨盤悪性腫瘍手術」「脊椎披裂手術」「脊椎骨切り術」「脊椎固定術」「脊椎側彎症手術」「内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)」又は、「体外式脊椎固定術」を算定しているもの
		9	椎間板摘出術	○	医科診療報酬点数表の「椎間板摘出術」を算定しているもの
		10	椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡下椎間板摘出(切除)術」を算定しているもの
		11	軟部悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		12	軟部悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	骨悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「骨悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		14	骨悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	小児整形外科手術	○	乳児・幼児・学童に対して整形外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)
		16	義肢装具の作成及び評価		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
17)	リハビリ領域	1	視能訓練		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	摂食機能療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	心大血管疾患リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」を算定しているもの
		4	脳血管疾患等リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「脳血管疾患等リハビリテーション料」を算定しているもの
		5	廃用症候群リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「廃用症候群リハビリテーション料」を算定しているもの
		6	運動器リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「運動器リハビリテーション料」を算定しているもの
		7	呼吸器リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「呼吸器リハビリテーション料」を算定しているもの
		8	難病患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「難病患者リハビリテーション料」を算定しているもの
		9	障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「障害児(者)リハビリテーション料」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		10	がん患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「がん患者リハビリテーション料」を算定しているもの
		11	認知症患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「認知症患者リハビリテーション料」を算定しているもの
18)	小児領域	1	小児領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	小児循環器疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	小児呼吸器疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	小児腎疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	小児神経疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	小児アレルギー疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	小児自己免疫疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	小児糖尿病		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	小児内分泌疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	小児先天性代謝疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	小児血液疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	小児悪性腫瘍		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	小児外科手術	○	乳児・幼児・学童に対し外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)
		14	小児の脳炎又は髄膜炎	○	乳児・幼児・学童の脳炎や髄膜炎の加療を行ったもの(概数で差し支えない)
		15	小児の腸重積	○	医科診療報酬点数表の「腸重積症整復術」を算定し、「乳幼児加算」を加算しているもの
		16	乳幼児の育児相談		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	夜尿症の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	小児食物アレルギー負荷検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
19)	麻酔領域	1	麻酔科標榜医による麻酔(麻酔管理)	○	医科診療報酬点数表の「麻酔管理料」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		2	全身麻酔	○	医科診療報酬点数表の「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」を算定しているもの
		3	硬膜外麻酔	○	医科診療報酬点数表の「硬膜外麻酔」を算定しているもの
		4	脊椎麻酔	○	医科診療報酬点数表の「脊椎麻酔」を算定しているもの
		5	神経ブロック		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入	○	医科診療報酬点数表の「硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入（1日につき）（チューブ挿入当日を除く。）」を算定しているもの
20)	緩和ケア領域	1	医療用麻薬によるがん疼痛治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	緩和的放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	がんに伴う精神症状のケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
21)	放射線治療領域	1	体外照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	ガンマナイフによる定位放射線治療	○	医科診療報酬点数表の「ガンマナイフによる定位放射線治療」を算定しているもの
		3	直線加速器による定位放射線治療	○	医科診療報酬点数表の「直線加速器による定位放射線治療」を算定しているもの
		4	粒子線治療	○	医科診療報酬点数表の「粒子線治療」を算定しているもの
		5	密封小線源照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	術中照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
22)	画像診断	1	画像診断管理（専ら画像診断を担当する医師による読影）		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	遠隔画像診断		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	CT撮影	○	医科診療報酬点数表の「コンピューター断層撮影（一連につき）1 CT撮影」を算定しているもの
		4	MRI撮影	○	医科診療報酬点数表の「磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）」を算定しているもの
		5	マンモグラフィー検査（乳房撮影）	○	医科診療報酬点数表の「撮影 4 乳房撮影（一連につき）」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		6	ポジトロン断層撮影(PET)、ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影	○	医科診療報酬点数表の「ポジトロン断層撮影」「ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(一連につき)」又は「ポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影(一連につき)」を算定しているもの
23)	病理診断	1	病理診断(専ら病理診断を担当する医師による診断)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	病理迅速検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
24)	歯科領域	1	歯科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	成人の歯科矯正治療		診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
		3	唇顎口蓋裂の歯科矯正治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	顎変形症の歯科矯正治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	著しく歯科診療が困難な者(障害者等)の歯科治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	摂食機能障害の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
25)	歯科口腔外科領域	1	埋伏歯抜歯		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	顎関節症治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	顎変形症治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	顎骨骨折治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症又は外傷の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	口腔領域の腫瘍の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	唇顎口蓋裂治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
26)	その他	1	漢方医学		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	鍼灸治療		医師の指示の下、当該行為が提供されているもの
		3	外来における化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	在宅における看取り	○	医科診療報酬点数表の「在宅患者訪問診療料(1日につき)」の「在宅ターミナルケア加算」を算定しているもの

○厚生労働省令第二十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十四日

厚生労働大臣 根本 匠

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
別表第一(第一条の二関係) 第一 管理、運営及びサービス等に関する事項 一 三 (略) 四 費用負担等 イ 共通事項 (2)(iv)及び(v)については診療所を、(2)及び(3)については歯科診療所及び助産所を除く。) (1) (4) (略) ロ (略) 第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1) (6) (略) (7) 医師・患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、即時に行う診療(以下「オンライン診療」という。)の実施の有無及びその内容 (13)(8)(12) 地域医療連携体制 (i)(ii) 身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能として厚生労働大臣が定めるもの(以下「かかりつけ医機能」という。) (14) (略) ロ 診療所 (1) (略)	別表第一(第一条の二関係) 第一 管理、運営及びサービス等に関する事項 一 三 (略) 四 費用負担等 イ 共通事項 (1)については助産所を、(2)(iv)及び(v)については診療所を、(2)及び(3)については歯科診療所及び助産所を除く。) (1) (4) (略) ロ (略) 第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1) (6) (略) (新設) (12)(7)(11) 地域医療連携体制 (i)(ii) (新設) (13) (略) ロ 診療所 (1) (略)

(2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの (3) (略) (7) オンライン診療の実施の有無及びその内容 (8) (略) (13) 地域医療連携体制 (14) かかりつけ医機能 ハ・ニ (略)	第三 医療の実績、結果等に関する事項 一 医療の実績、結果等に関する事項 イ 病院 (1) (略) (3) 法令上の義務以外の院内感染対策 (4) 厚生労働省が実施する院内感染対策に係る全国的な調査への参加の有無 (5) (略) (6) 情報開示に関する体制 (7) 情報開示に関する窓口の有無及び料金 (8) (略) (15) 医療の評価機関として厚生労働大臣が定めるものによる認定の有無 ロ 診療所 (1) (略) (3) 法令上の義務以外の院内感染対策 (4) 厚生労働省が実施する院内感染対策に係る全国的な調査への参加の有無 (5) (略) (6) 情報開示に関する体制 (7) 情報開示に関する窓口の有無及び料金 (8) (略) (15) 医療の評価機関として厚生労働大臣が定めるものによる認定の有無	(2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの (3) (略) (7) オンライン診療の実施の有無及びその内容 (8) (略) (13) 地域医療連携体制 (14) かかりつけ医機能 ハ・ニ (略)
--	---	--

ニ (4)・(5) (略)	(3)(i) 情報開示に関する体制	(2)(1) 法令上の義務以外の院内感染対策	ハ (7)(i) 歯科診療所 (略)
ニ (3)・(4) (略)	(2)(新設) 情報開示に関する窓口の有無	(1)(新設) (略)	ハ (7)(新設) 歯科診療所 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第六十五号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年三月十四日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号及び第四十二号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十一号、第四十六号、第四十九号及び第五十号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号及び第五十号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げるものに限る。 一 三十 (略) 三十一 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設 三十二 三十四 (略) 三十五 がん診療連携拠点病院等 三十六 がんゲノム医療中核拠点病院等 三十七 小児がん拠点病院 三十八 五十 (略) 五十一 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院 第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。ただし、診療所については、第十六号から第二十三号までに掲げるものに限る。 一 十五 (略) 十六 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置 十七 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置	第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。 一 三十 (略) (新設) 三十一 三十三 (略) 三十四 がん診療連携拠点病院 (新設) 三十五 四十七 (略) (新設) 第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。 一 十五 (略) (新設) (新設)

十八	据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	第十條 規則別表第一第二の項第一号イ(3)及びロ(3)に規定する厚生労働大臣の定める介護施設は、次のとおりとする。
十九	据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置	一・二 (略)
二十	X線C T組合せ型循環器X線診断装置	三 介護医療院
二十一	全身用X線C T診断装置	四 七 (略)
二十二	X線C T組合せ型ポジトロンC T装置	八 通所介護事業所
二十三	X線C T組合せ型S P E C T装置	九 二十一 (略)
十一	産科領域	第十條 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。
十二	ハイリスク妊産婦連携指導	一 六 (略)
十三	乳腺炎重症化予防ケア・指導	七 消化器系領域
十四	(略)	イ 七 (略)
十五	移植用部分小腸採取術(生体)	ツ 移植用部分小腸移植術
十六	移植用小腸採取術(死体)	ネ 移植用小腸採取術(死体)
十七	同種死体小腸移植術	ハ 十 (略)
十八	(略)	十一 産科領域
十九	産科領域	イ 十 (略)
二十	ハイリスク妊産婦連携指導	チ 乳腺炎重症化予防ケア・指導
二十一	(略)	リ 乳腺炎重症化予防ケア・指導
二十二	(略)	十二 二十四 (略)
二十三	(略)	
二十四	(略)	
二十五	(略)	
二十六	(略)	
二十七	(略)	
二十八	(略)	
二十九	(略)	
三十	(略)	
三十一	(略)	
三十二	(略)	
三十三	(略)	
三十四	(略)	
三十五	(略)	
三十六	(略)	
三十七	(略)	
三十八	(略)	
三十九	(略)	
四十	(略)	
四十一	(略)	
四十二	(略)	
四十三	(略)	
四十四	(略)	
四十五	(略)	
四十六	(略)	
四十七	(略)	
四十八	(略)	
四十九	(略)	
五十	(略)	
五十一	(略)	
五十二	(略)	
五十三	(略)	
五十四	(略)	
五十五	(略)	
五十六	(略)	
五十七	(略)	
五十八	(略)	
五十九	(略)	
六十	(略)	
六十一	(略)	
六十二	(略)	
六十三	(略)	
六十四	(略)	
六十五	(略)	
六十六	(略)	
六十七	(略)	
六十八	(略)	
六十九	(略)	
七十	(略)	
七十一	(略)	
七十二	(略)	
七十三	(略)	
七十四	(略)	
七十五	(略)	
七十六	(略)	
七十七	(略)	
七十八	(略)	
七十九	(略)	
八十	(略)	
八十一	(略)	
八十二	(略)	
八十三	(略)	
八十四	(略)	
八十五	(略)	
八十六	(略)	
八十七	(略)	
八十八	(略)	
八十九	(略)	
九十	(略)	
九十一	(略)	
九十二	(略)	
九十三	(略)	
九十四	(略)	
九十五	(略)	
九十六	(略)	
九十七	(略)	
九十八	(略)	
九十九	(略)	
一百	(略)	

二十五 齒科口腔外科領域

イ、ニ (略)

ホ 口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症又は外傷の治療
ヘ 口腔領域の腫瘍の治療
ト (略)

二十六 (略)

第十二条 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(5)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。
(削る)

二十五 口腔外科領域

イ、ニ (略)

ホ 口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療
(新設)
ヘ (略)

二十六 (略)

第十二条 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。
一 日帰り手術

イ 皮膚、皮下腫瘍摘出手術
ロ 腋臭症手術

ハ 半月板切除術

ニ 関節鏡下半月板切除術

ホ 手根管開放手術

ヘ 関節鏡下手根管開放手術

ト 水晶体再建術

チ 乳腺腫瘍摘出手術

リ 気管支狭窄拡張術

ヌ 気管支腫瘍摘出手術

ル 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術

ワ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術

ヲ 経尿道的レーザー前立腺切除術

二 一泊二日手術

イ 関節鼠摘出手術

ロ 関節鏡下関節鼠摘出手術

ハ 半月板縫合術

ニ 関節鏡下半月板縫合術

ホ 靱帯断裂縫合術

ヘ 関節鏡下靱帯断裂縫合手術

一 四泊五日までの手術 イ 終夜睡眠ポリグラフィ ロ 小児食物アレルギー負荷検査 ハ 前立腺針生検法 ニ 〃タ (略) レ ガンマナイフによる定位放射線治療	第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)及びロ(9)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。 一 〃十九 (略) (削る) 二十 〃二十三 (略)	第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(10)、ロ(10)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イからハまで、リ、タ、ソ、ツ及びウからヤまで、第二号イ、ヨ及びタ、第三号イ、ヘ、ル及びカ並びに第四号イからホまでに掲げるものに限る。 一 在宅医療 イ 〃ニ (略) ホ 在宅時医学総合管理（オンライン在宅管理に係るものに限る。）
ト 顎下腺腫瘍摘出術 チ 顎下腺摘出術 リ 甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術 ヌ 腹腔鏡下胆嚢摘出術 ル 腹腔鏡下虫垂切除術 ヲ 痔核手術（脱肛を含む。） ワ 経尿道的尿路結石除去術 カ 尿失禁手術 ヨ 子宮附属器腫瘍摘出術 三 四泊五日手術 イ 腋臭症手術 (新設) (新設) ロ 〃カ (略) (新設)	第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(8)及びロ(7)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。 一 〃十九 (略) 二十 コレラの予防接種 二十一 〃二十四 (略)	第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。 一 在宅医療 イ 〃ニ (略) (新設)

ヘ	ホ以外の在宅時医学総合管理
ト	ナ(略)
ラ	精神科在宅患者支援管理(オンライン在宅管理に係るものに限る。)
ム	ラ以外の精神科在宅患者支援管理
ウ	ノ(略)
オ	在宅患者歯科治療時医療管理
ク	(略)
ヤ	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理
二	在宅療養指導
イ	ヌ(略)
ル	在宅半固形栄養経管栄養法指導管理
ヲ	キ(略)
ノ	在宅経腸投薬指導管理
オ	在宅腫瘍治療電療法指導管理
ク	在宅経肛門的自己洗腸指導管理
三・四	(略)
第十五条	規則別表第一第二の項第一号イ(11)及びロ(11)に規定する厚生労働大臣の定める介護サービスは、次のとおりとする。
一	施設サービス
イ	ハ(略)
ニ	介護医療院サービス
二	五(略)
六	介護予防サービス
	(削る)
イ	ニ(略)
	(削る)
ホ	ヌ(略)
七・八	(略)

ホ	在宅時医学総合管理
ヘ	ネ(略)
(新設)	
ナ	ム(新設)
ウ	在宅患者歯科治療総合医療管理
キ	(略)
(新設)	
二	在宅療養指導
イ	ヌ(略)
(新設)	
ル	ウ(略)
(新設)	
(新設)	
三・四	(略)
第十五条	規則別表第一第二の項第一号イ(10)及びロ(9)に規定する厚生労働大臣の定める介護サービスは、次のとおりとする。
一	施設サービス
イ	ハ(略)
(新設)	
二	五(略)
六	介護予防サービス
イ	介護予防訪問介護
ロ	ホ(略)
ヘ	介護予防通所介護
ト	ヲ(略)
七・八	(略)

第十七条 規則別表第一第二の項第一号イ(13)に規定する厚生労働

大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理
に関する相談等を行う医療機関の機能は、次のとおりとする。た
だし、病院については、第一号に掲げるものを除く。

一 地域包括診療加算の届出

二 地域包括診療料の届出

三 小児かかりつけ診療料の届出

四 機能強化加算の届出

五 日常的な医学管理及び重症化予防

六 地域の医療機関等との連携

七 在宅療養支援、介護等との連携

八 適切かつ分かりやすい情報の提供

第十八条・第十九条 (略)

第二十条 規則別表第一第三の項第一号イ(15)に規定する厚生労働大
臣が定める医療の評価機関は、Joint Commission International
(平成六年にJoint Commission Internationalという名称で設立
された医療の評価機関をいう。)とする。

第二十一条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定め
る事項は、次のとおりとする。

(新設)

第十七条・第十八条 (略)

(新設)

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める
事項は、第十一条において厚生労働大臣が定めるもののうち、第
一号チ及びヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ
、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、
リ、ヌ、ワ及びタ、第六号ハ及びニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ
、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ及びヨ
、第九号ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ
、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ、第十二号
ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号ヘ、リ及びヌ、第十五
号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及び
ヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びル、第十八号

一 第九条において厚生労働大臣が定めるもののうち、第十六号から第二十三号までに掲げるもの（照射線量を表示する機能を有するものに限る。）の保有台数	二 第十一条において厚生労働大臣が定めるもののうち、第一号チ及びヲ、第二号トからリまで、ルからソまで及びナ、第四号ロからトまで、第五号トからヌまで、ワ及びタ、第六号ハ及びビ、第七号ハ、ホからトまで、ヌ、ル、カ、ヨ及びソからナまで、第八号ハ、ホ、トからルまで、カ及びヨ、第九号ヘからカまで、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロからヘまで、第十二号ハからホまで及びチ、第十三号ロ、第十四号ヘ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニからルまで、ワ及びヨ、第十七号ハからルまで、第十八号ワからヨまで、第十九号イからニまで及びヘ、第二十一号ロからニまで、第二十二号ハからヘまで並びに第二十六号ニの実施件数
ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及びヘ、第二十一号ロ、ハ及びニ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びヘ並びに第二十六号ニの実施件数とする。	（新設）

医療機能情報提供制度の 報告項目の改正について

医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会

【開催の趣旨】 昨今、美容医療サービスに関する情報提供を契機として消費者トラブルが発生する問題が指摘されていることや、厚生労働省の「保健医療2035」策定懇談会が示した提言集において「医療機関や医師の技術力の評価に関する情報の公表の範囲や方法のあり方について検討すること」が求められていること等を踏まえ、国民、患者に対する医療情報の提供内容等のあり方について新たに検討を行うための検討会を開催することとする。なお、これまで「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」において、医療機能情報提供制度や医療機関が広告できる事項の拡大等について検討し施策に反映させてきたが、今後は本検討会にて検討する。

【構成員】 平成30年12月1日時点

いしかわ 石川	ひろみ 広己	公益社団法人日本医師会常任理事
いそべ 磯部	てつ 哲	慶應義塾大学法科大学院教授
おおみち 大道	みちひろ 道大	一般社団法人日本病院会副会長
おがた 尾形	ひろや 裕也	九州大学名誉教授
きかわ 木川	かずひろ 和広	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
きりの 桐野	たかあき 高明	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館理事長
こもり 小森	なおゆき 直之	一般社団法人日本医療法人協会副会長
ひらかわ 平川	のりお 則男	日本労働組合総連合会総合政策局長
ふくなが 福長	けいこ 恵子	認定NPO法人適格消費者団体・特定適格消費者団体 消費者機構日本常任理事
ほんだ 本多	のぶゆき 伸行	健康保険組合連合会理事
みうら 三浦	なおみ 直美	フリーライター／医学ジャーナリスト協会 幹事
みつい 三井	ひろあき 博晶	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
やまぐち 山口	いくこ 育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
よしざわ 吉澤	としひろ 敏弘	栃木県保健福祉部医療政策課長

(敬称略) ○：座長

【開催実績】

- 第1回(平成28年3月24日)
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて
- 第2回(平成28年5月18日)
 - ・ 前回の議論の整理(案)について
- 第3回(平成28年8月3日)
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取り扱いについて(案)
- 第4回(平成28年9月7日)
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて(とりまとめ(案))
 - ・ 医療機能情報提供制度の報告項目の改正について
- 平成28年9月27日 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて(とりまとめ)公表
 - ★改正医療法成立(平成29年6月14日)
- 第5回(平成29年10月4日)
 - ・ 医療に関する広告規制の見直しについて
- 第6回(平成29年10月25日)
 - ・ 前回の議論の整理(案)
- 第7回(平成29年11月29日)
 - ・ 医療広告に関する省令・ガイドライン(案)について
- 第8回(平成30年1月24日)
 - ・ 医療広告に関する省令・ガイドライン(案)について
- 第9回(平成30年5月31日)
 - ・ 医療に関する広告規制等について
 - ・ 医療機能情報提供制度について
- ★改正医療法施行(平成30年6月1日)
 - 第10回(平成30年6月28日)
 - ・ 医療機能情報提要制度について
 - ・ 医療に関する広告規制について
 - 第11回(平成30年9月12日)
 - ・ 医療機能情報提要制度について
 - ・ 医療に関する広告規制について

医療機能情報提供制度について（平成19年4月～）

医療機関等に対して、医療を受ける者が医療機関等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度

創設前

（医療機関等に関する
情報を入手する手段）

- 医療機関等の広告
- インターネット等による広報
※ 医療機関等からの
任意情報
- 院内掲示 等

〔 視点 〕

- ① 必要な情報は一律提供
- ② 情報を集約化
- ③ 客観的な情報をわかりやすく提供
- ④ 相談助言機能の充実

現行制度

医療
機
関
等

- 医療機関等管理者は、医療機能情報を都道府県に報告

都
道
府
県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談対応・助言

住

民

- 医療機能情報を医療機関等において閲覧に供すること（インターネット可）
- 正確かつ適切な情報の提供（努力義務）
- 患者等からの相談に適切に応ずること（努力義務）

〔 医療機能情報の具体例 〕

- ① 管理・運営・サービス等に関する事項（基本情報（診療科目、診療日、診療時間、病床数等）、アクセス方法、外国語対応、費用負担等）
- ② 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医（広告可能なもの）、保有設備、対応可能な疾患・治療内容・在宅医療・介護サービス、セカンドオピニオン対応、クリティカルパス実施、地域医療連携体制（医療機関等以外との連携含む）等）
- ③ 医療の実績、結果等に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、診療情報管理体制、治療結果分析の有無、患者数、平均在院日数等）

報告項目の見直しにあたっての視点

- 医療機能情報提供制度は、制度開始から10年以上が経過し、当時とは医療をとりまく環境は大きく変化しており、それらを踏まえた見直しを行うことが必要。
- また、見直す際には、利用する患者さんの利便性や、自治体・医療機関等の負担等も考慮した対応が必要。

1. 患者の適切な医療機関選択の目安となる項目を追加

- ✓ かかりつけ医機能
- ✓ がんゲノム医療中核拠点病院等、新たに創設された病院の機能分類等
- ✓ 平成30年度診療報酬改定に伴うもの 等

2. 患者の適切な医療機関選択にあたり不要な項目を削除

- ✓ 規制改革会議で医療機関の負担に配慮するよう指摘がある

新たに追加・修正する項目

1. かかりつけ医機能
2. 病院の機能分類
 - ✓ がん診療連携拠点病院等
 - ✓ がんゲノム医療中核拠点病院等
 - ✓ 小児がん拠点病院
 - ✓ 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院
3. 医療機器による医療被ばく線量の管理
4. 平成30年度診療報酬改定に伴う項目
5. その他
 - ✓ 介護医療院
 - ✓ 診療録の開示請求時の料金
 - ✓ JCI(Joint Commission International)による認定
 - ✓ 法令上の義務以外の院内感染対策に係る項目の修正
 - ✓ 歯科口腔外科領域の項目の整理

1. かかりつけ医機能(診療報酬上の届出状況)

○ 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)【診療所の例】

		詳細	記載上の留意事項
38 → 40	地域医療連携体制	(i)地域連携クリティカルパスの有無	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。
		(ii)かかりつけ医機能	別表1の13)

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項 (平成19年厚生労働省告示第53号)【診療所の例】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
13)	<u>かかりつけ医機能</u>	1	<u>地域包括診療加算</u>	<u>主治医機能を持った診療所の医師が、複数の慢性疾患(高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上)を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの</u>
	診療所のみ	2	<u>地域包括診療料</u>	<u>主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患(高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上)を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの</u>
		3	<u>小児かかりつけ診療料</u>	<u>小児のかかりつけ医として、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの</u>
		4	<u>機能強化加算</u>	<u>外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能の評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価した当該診療報酬点数が算定されているもの</u>

1. かかりつけ医機能(実施状況の詳細)

- 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項
(平成19年厚生労働省告示第53号)【診療所の例】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
13)	<u>かかりつけ医機能</u>	5	<u>日常的な医学管理と重症化予防</u>	<u>日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供しているかどうか。提供している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関のウェブサイト等で情報提供されていること。</u>
		6	<u>地域の医療機関等との連携</u>	<u>自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築しているかどうか。構築している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関のウェブサイト等で情報提供されていること。</u>
		7	<u>在宅療養支援、介護等との連携</u>	<u>日常行う診療のほかに地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っているかどうか。行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関のウェブサイト等で情報提供されていること。</u>
		8	<u>適切かつわかりやすい情報の提供</u>	<u>患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っているかどうか。行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関のウェブサイト等で情報提供されていること。</u>

「かかりつけ医」と「かかりつけ医機能」

— 日本医師会・四病院団体協議会合同提言（平成25年8月8日）（抜粋） —

「かかりつけ医」とは(定義)

なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。

「かかりつけ医機能」

- かかりつけ医は、日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する。
- かかりつけ医は、自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築する。
- かかりつけ医は、日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行う。また、地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療を推進する。
- 患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行う。

2. 病院の機能分類

○ 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)【病院のみ】

		詳細	記載上の留意事項
	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別表1の6)

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項 (平成19年厚生労働省告示第53号)【病院のみ】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
6)	医療保険、公費負担等			
		35	<u>がん診療連携拠点病院等</u>	<u>「がん診療連携拠点病院等の整備について」(平成30年7月31日付健発第0731001号)により、がん診療連携拠点病院又は特定領域がん診療連携拠点病院若しくは地域がん診療病院として、厚生労働大臣が指定した病院</u>
		36	<u>がんゲノム医療中核拠点病院等</u>	<u>「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」(平成29年12月25日付健発1225003号)により、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療中核拠点病院と連携する病院として指定されたがんゲノム医療連携病院</u>
		37	<u>小児がん拠点病院</u>	<u>「小児がん拠点病院等の整備について」(平成30年7月31日付健発第0731002号)により、地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、また、AYA世代にあるがん患者に対しても適切に医療及び支援及び提供する施設として、厚生労働大臣が指定した病院</u>
		49	<u>都道府県アレルギー疾患医療拠点病院</u>	<u>「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」(平成29年7月28日付健発0728001号)により、地域におけるアレルギー疾患医療の拠点として都道府県が選定した病院</u>

がんの拠点病院制度

ネットワークを形成し、がん医療の「均てん化」を促進

がん診療連携拠点病院等
(平成30年7月31日付健発0731
第1号健康局長通知)

平成30年4月1日時点で全国
に計437カ所

国立がん研究センター

2カ所

都道府県がん診療連携
拠点病院

50カ所

地域がん診療連携拠点
病院

348カ所

特定領域がん
診療連携拠点
病院

1カ所

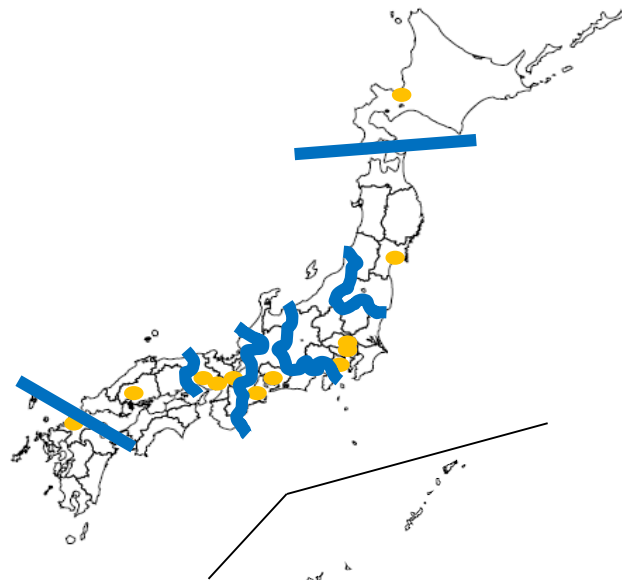
地域がん診療
病院

36カ所

現状、告示の対象

小児がん拠点病院
(平成30年7月31日付健発0731
第1号健康局長通知)

地域厚生局ブロック毎に整備し、
平成30年4月1日時点で全国15カ所



現状、告示の対象外

がんゲノム医療中核拠点病院等
(平成29年12月25日付健発1225
第3号健康局長通知)

平成30年2月に11カ所指定

がんゲノム医療中核拠点病院

がんゲノム医療連携病院

平成30年3月に100カ所公表

- 平成29年3月に、「アレルギー疾患対策基本法」に基づき策定された「アレルギー疾患対策基本指針」において、国は、アレルギー疾患医療の提供体制について検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備すること等とされたことを受け、平成29年4月に、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を設置した。
- 平成29年7月に同検討会報告書がまとまり、都道府県が、住民の居住する地域に関わらず適切な医療や相談を受けられる体制を整備する上で、参考となる考え方を示した。なお、同日に都道府県に対し、局長通知を発出した。

主な内容

●中心拠点病院の役割

- ・ 国立成育医療研究センターと国立病院機構相模原病院の2施設を、「中心拠点病院」と基本指針において定めた。
- ・ 「中心拠点病院」は、「全国拠点病院連絡会議」を開催し、都道府県拠点病院間での連携を図ること等を示した。

●都道府県の役割

- ・ 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を、原則1～2カ所選定する。(平成30年7月時点で10府県において選定済)
- ・ 都道府県拠点病院を中心に実施されるアレルギー疾患対策の企画・立案を行う「都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会」を設置する。

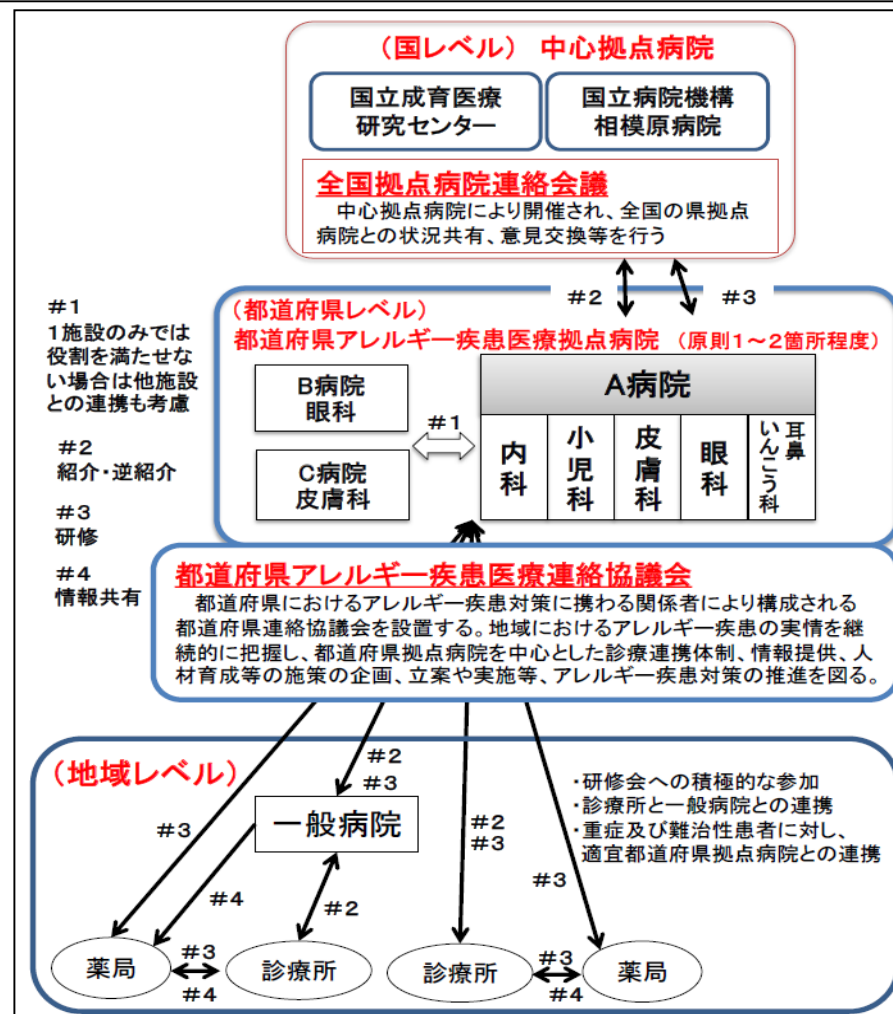
●かかりつけ医、薬局・薬剤師の役割

- ・ 科学的知見に基づく適切な医療に関する情報に基づき、適切な治療等を行う。
- ・ 診療所と一般病院との連携、または薬局・薬剤師とも連携し、必要に応じて、都道府県拠点病院との連携を図る。

●その他

- ・ アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めるために、中心拠点病院、都道府県拠点病院、診療、情報提供、人材育成、研究等の観点から整理した。
- ・ 都道府県拠点病院の選定要件や連絡協議会の役割、想定される構成の考え方を示した。

平成29年7月28日には、各都道府県知事に対し、報告書の内容等について、健康局長通知を発出。



3. 医療機器による医療被ばく線量の管理

○ 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)【病院の例】

		詳細	記載上の留意事項
32	保有する施設設備		別表1の8)

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項 (平成19年厚生労働省告示第53号)【病院の例】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
8)	保有する施設設備			
		<u>16</u>	<u>移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置</u>	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。
		<u>17</u>	<u>移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置</u>	同上
		<u>18</u>	<u>据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置</u>	同上
		<u>19</u>	<u>据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置</u>	同上
		<u>20</u>	<u>X線CT組合せ型循環器X線診断装置</u>	同上
		<u>21</u>	<u>全身用X線CT診断装置</u>	同上
		<u>22</u>	<u>X線CT組合せ型ポジトロンCT装置</u>	同上
		<u>23</u>	<u>X線CT組合せ型SPECT装置</u>	同上

1. 目的

医療放射線の利用に当たっては、各医療機関における適正な管理の下で、十分な安全確保を行うことが必要であり、そのため、医療放射線の管理については、専門的な知見を踏まえた上で、医療機関の負担も考慮しつつ、適切な基準設定等を行うことが必要である。

本検討会は、放射線診療機器が急速に進歩し、新たな放射性医薬品を用いた核医学治療が国内導入される中、医療放射線の適正な管理を図るため、医療放射線の管理に係る基準等について検討することを目的に開催するものである。

2. 検討事項

- ・新たなカテゴリーの放射性医薬品や技術への対応について
- ・放射性医薬品を投与された患者の退出基準等について
- ・医療被ばくの適正管理のあり方について
- ・診療用放射性同位元素の適正管理について
- ・放射線を用いる医療機器の保守管理について
- ・その他、医療放射線の適正管理に関する事項について

3. 構成員

(6月8日(第6回検討会)時点)

青木 茂樹 順天堂大学医学部放射線診断学講座教授
市川 朝洋 公益社団法人日本医師会常任理事
小田 正記 公益社団法人日本診療放射線技師会理事
川上 純一 公益社団法人日本薬剤師会常務理事
神田 玲子 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所
放射線防護情報統合センター長
茂松 直之 公益社団法人日本放射線腫瘍学会理事長
中村 吉秀 公益社団法人日本アイソトープ協会
医薬品部医薬品・試薬課シニアアドバイザー
飯沼 むつみ 静岡県立静岡がんセンター 看護部長
畑澤 順 一般社団法人日本核医学会理事長

古川 浩 一般社団法人日本画像医療システム工業会
法規・安全部会部会長
眞島 喜幸 特定非営利活動法人パンキャンジャパン理事長
三井 博晶 公益社団法人日本歯科医師会常務理事
山口 一郎 国立保健医療科学院
生活環境研究部上席主任研究官
山口 武兼 公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院院長
◎ 米倉 義晴 国立大学法人福井大学名誉教授
渡邊 直行 前橋市保健所長
渡部 浩司 東北大学
サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
放射線管理研究部教授

◎…座長

医療機能情報提供制度における対応方針

- 医療被ばくに伴う患者のリスクを最小化する観点から、被ばく線量が相対的に高い検査（下記の医療機器（以下「対象医療機器」という。）を用いる検査）については、被ばく線量の記録と患者への提供を行うことが適当であり、医療機関の管理者に対しても、対象医療機器について、医療被ばくの線量管理・線量記録の実施を義務付ける予定である。



CT



血管造影用X線装置



SPECT-CT



PET-CT

- 対象医療機器のうち、線量表示機能を有するものについては、個々の検査の線量記録が自動的に表示されるために、線量管理・線量記録を比較的容易に行うことができるが、現在、医療現場において使用されている対象医療機器の中には、線量表示機能を有するものとそうでないものの双方が存在する（近年認証されたものについては、線量表示機能が機器認証の際の要求事項になっている。）。
- 各医療機関における線量表示機能を有する対象医療機器の有無や台数は、当該医療機関において医療放射線の安全管理が適切に行われているか否かを示す指標として、住民・患者が医療機関の選択をする際に参考となるものである。

➡ 「線量表示機能を有する対象医療機器の有無や台数」について、医療機能情報提供制度の報告項目に追加してはどうか。

新たに削除する項目

1. 医療機関等の分類の整理

- ✓ 診療所に対する臨床研究中核病院の指定
- ✓ 歯科診療所に対する特定機能病院の指定 等

2. 対応可能な医療の整理

- ✓ 販売中止されているコレラワクチン
- ✓ 歯科診療所の在宅中心静脈栄養法指導管理 等

3. 介護保険法の改正に伴う見直し

- ✓ 介護予防訪問介護
- ✓ 介護予防通所介護

4. 平成30年度診療報酬改定に伴う見直し

医療機能情報提供制度の 報告項目の改正スケジュールについて

- 平成30年9月12日
第11回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会
- 平成31年1月中
パブリックコメントの実施
- 平成31年1月17日
第65回社会保障審議会医療部会
- 平成31年1月～3月
医療広告等に関する都道府県等担当者会議(ブロック会議)での説明
- 平成31年2月
省令・告示の公布、施行

(参考)
平成31年度予算案について

NDB情報を活用した全国医療機能情報提供制度調査研究経費

平成31年度予算案: 71,856千円(0千円)

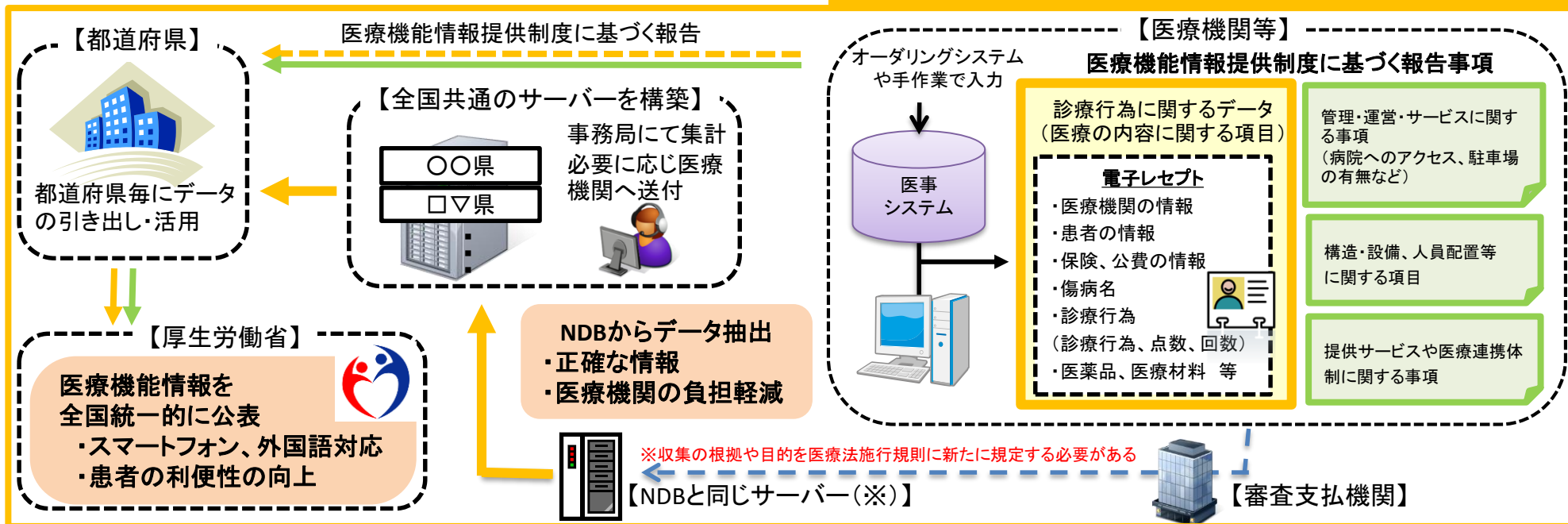
現状の課題

- 医療機能情報提供制度については、都道府県毎の公開であるため、スマートフォンや外国語への対応等を含め、公表方法に差がある。また、例えば県境の患者は複数の都道府県の検索サイトを閲覧しなければならないなど利便性が悪い。
- 規制改革実施計画において、医療機関の負担軽減が求められている。また、都道府県毎に対応状況が異なるため、内容の正確性が十分ではないとの懸念もある。

対応案

- 厚生労働省が管理する全国統一的な検索サイトを構築することで利便性を向上する。
- レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)からデータを抽出し、医療機関が利用できる仕組みを付加することで、医療機関からの報告に係る負担軽減につなげるとともに、正確性を担保する。

医療機能情報提供制度の新しい業務フローイメージ図



システム構築に向けた工程表(案)

平成31年度				平成32年度				平成33年度		平成34年度
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	10月	通年
調査研究				要件定義	仕様書作成	意見招請、入札手続	システム構築		データ移行 平行運用	システム稼働

調査研究内容

- ・ 47都道府県ごとの現行システムの実態把握
- ・ 新システムの要件定義の検討
- ・ 要件定義書の作成 等